
平成24年 第1回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成24年3月8日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成24年3月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 加 藤 潤君
書記 ————— 赤 井 佳 子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君
病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 真 壁 紹 範君 産業課長 ————— 景 山 毅 君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

12 番、秦伊知郎君、13 番、亀尾共三君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） おはようございます。3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、保健師のあり方について質問いたします。

我が国では、少子高齢化が急速に進む中で、生活習慣病予防対策や介護予防、児童虐待や高齢者虐待の防止、引きこもりや自殺予防対策など精神保健福祉対策、新興感染症などの危機管理対策など、地域における健康課題は多様化かつ複雑化している。このような状況に対応するための諸制度の改正により保健師の分散配置が進んだことや、また、業務量の増大や問題解決が困難な支援事例への対応も必要とされている中で、保健師については住民のニーズを的確に把握し、地域特性に応じた保健活動を推進することが求められている。さらに、平成20年度からの特定健診・特定保健指導も始まり、これまで以上に新たな活動が期待されています。

また、地方自治体においては、地方分権や行財政改革が推進される中で、市町村合併、行政組織の再編等が行われ、より効果的、効率的な自治体運営が求められ、地方公務員の定数は削減の一途をたどっており、専門職である保健師についても活動に必要な人員を確保しにくい状況が生じてきています。このような状況の中、自治体に所属する保健師の数は、主に法改正などの制度改正にあわせて変化をしてきています。

昭和53年から、すべての国民が健康な生活を送れることを目標に、国民の総合的な健康づくり対策が推進されることとなりました。その中で市町村の健康づくり実施体制の整備の一環として、従前の国民健康保険の保健師は、市町村保健師として配置されることになりました。その後、昭和57年、老人保健法の制定、60年、市町村保健婦補助金の交付金化、平成6年、地域保健法の制定、母子保健法の改正、市町村保健活動交付金の一般財源化、介護保険法が平成9年制定、12年施行、健康増進法が平成14年制定、15年施行の流れにより、住民に身近で頻度の高い

保険サービスの主たる実施主体が市町村に移譲されることにより、市町村の保健師業務は増加してきています。

南部町の保健師の状況について伺います。また、南部町も高齢化が進んでくる中で、その現状と対策を伺います。1点目、保健師の配置基準。2点目、南部町の過去5年間の配置状況と現状。3点目、保健師の仕事内容及び実働状況。4点目、保健師の育休等の代替はできていますか。5点目、各地域振興協議会担当の保健師の活動実態。6点目、独居老人、高齢者、おおむね65歳以上です、障がい者等の見回り状況。

次に、地域振興協議会について質問いたします。

地域振興協議会が発足して5年になります。南部町地域振興区の設置等に関する条例の目的に「町の役割の実現並びに自立性を高め魅力ある地域づくり及び地域づくりに寄与することを目的とする」とあります。5年間に地域振興協議会に対して多額の交付金が支出されています。条例の目的に対して、費用対効果がどのように出ているのか、また、どのように検証しているのか伺います。

防災コーディネーターを平成21年度から採用し、防災コーディネート業務として自主防災組織の立ち上げ及び運営、防災体制の整備、活動業務、防災の指導者の育成、活用、地域づくりの発展に係る業務とありますが、3年間で何ができたのか。24年度からは振興協議会の事務局員としての採用である。3年間、防災コーディネーターとして研修、実践し、これからが防災コーディネーターとしての仕事ができると思うが、今度はどのように考えておるのか伺います。

また、介護保険法の改定で、要支援1、2の人に給付される介護保険サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえられました。現在、要支援1、2の人は予防給付としてヘルパーによる家事援助や介護事業者のデイサービスなどが利用できますが、総合事業が導入されると市町村の裁量となることになっています。このことについても伺います。

1点目、各地域振興協議会の初年度から23年度までの年度ごとの交付金の算定基準、交付金額、職員の人件費について伺います。2点目、地域振興協議会の活動の費用対効果。3点目、従来役場がかかわってきた業務、行事を地域振興協議会へ移行した業務、行事について伺います。4点目、防災コーディネーターの24年度以降の雇用はどうなるか伺います。5点目、24年度の事業別説明書に学童保育を新規で東西地域振興協議会運営とあるが、説明を求めます。6点目、介護保険法の改定で要支援1、2の人に給付される介護保険サービスを介護予防・日常生活支援総合事業へ置きかえていく制度改革が決められました。現在、要支援1、2の人は予防給付としてヘルパーによる家事援助や介護事業者のデイサービスなどを利用できますが、改定された制度

が導入されると市町村の裁量で各人のサービスが決定できます。町長は、この介護保険法から外れる要支援1、2のサービスを地域振興協議会で対応と発言されたと聞かすが、この考えを聞きます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしております。

最初に、保健師のあり方についてでございます。

保健師は戦時中から公衆衛生の担い手として各地方公共団体に設置をされ、その設置及び活動経費は地方交付税措置によって手当てされておりました。一方、国民健康保険においても保健増進活動の一環として保健師を設置しておりましたが、昭和21年から保健師の設置及び活動費については、国から補助が行われて国民健康保険の補助基準として示されておりました。昭和47年度から昭和52年度までの補助基準は、保健師1人当たりの被保険者1,500人から8,000人です。昭和53年からは市町村の健康づくり実施体制の整備の一環として国民健康保険の保健師から市町村の保健師として配置をされ、市町村保健婦補助金に変わりました。配置基準は、昭和57年度から59年度までが保健師1人当たり被保険者2,000人から3万人となっております。平成6年度から市町村への権限移譲など地方分権の促進を一つの柱とする地域保健の見直しにあわせ交付金の一般財源化が図られ、これにより市町村みずから弾力的に保健師を増員できるよう見直されまして、地方交付税措置が拡充されました。このような流れの中で保健師の配置基準というものは、市町村の判断に任せている状況でございます。

参考までに平成19年度の厚生労働省の科学研究事業で、保健師の適正配置に関する研究が行われておまして、保健師活動について、業務量を調査して5年後の標準的な適正配置数を求める研究が行われております。この研究で24年度の適正保健師数は、1万人規模の市町村で低位の基準で3.7人、平均基準で5.4人、高位の基準で7.9人、先進的な基準で11人の配置と報告されております。

本町の保健師は、平成23年度で7人の配置をしており、この研究の基準では平均よりも上となっております。過去5年間の健康福祉課への保健師配置は、19、20年度が7人、21、22年度が8人、23年度が7人の配置となっております。平成22年度の終わりごろから保健師の産休育休による欠員が生じている状況で、臨時的任用職員、短時間雇用の保健師などで対応しております。振興区の保健師担当は、現在3人で分担しているところでございます。保健師の欠員については、補充をするようにホームページ、ハローワークなどに3年間の任期付保健師とし

て募集をかけてまいりましたが、応募はございますが、残念ながら採用するまでには至っておりません。

次に、保健師活動についてお答えしてまいります。保健師はその活動の中で乳幼児や妊婦、成人、高齢者、障がい者など幅広い年齢層を対象とし、身近な保健・福祉サービスを提供しております。近年では、児童虐待や職員のメンタルヘルス教育などでも活動を行っており、保健・医療・福祉の橋渡しの役割が求められております。本町の保健師活動は、業務担当制と地区担当制を併用しておりますが、まず業務の内容について申し述べます。

母子保健事業については、母子手帳発行時に妊婦と面接し、必要な方に保健指導を行ったり、新生児訪問を行っております。現在、第1子と転入後1子目、気になる家庭での出生児については保健師が、その他の出生児は助産師に委託し、実施しております。また、各年齢に応じて、乳幼児期に4回、1歳6カ月児、3歳児、5歳児に健診をして、母子の健康状態を見たり、育児支援をしています。5歳児については、就学前でもあり、特に発達障がいについて診て、手だてをしているところでございます。健診のほか、そこから見えてきた課題について、町民生活課や教育委員会と連携して子育て教室を実施したり、保護者の歯科検診を実施したり、乳幼児相談を行っております。

予防接種事業については、BCG、ポリオの集団接種を行ったり、その他の個別接種について保護者に説明したり進捗管理を行っております。

生活習慣病予防については、基本・特定・高齢者健診の計画立案から実施し、結果説明会を開いていて、健康相談をしたり、結果の見方について説明をします。また、必要な方には栄養士と連携して個別指導を行ったり、糖尿病やメタボリックシンドローム該当者には健康教室を行っております。がん検診については、精密検査の必要な者に対し、全数訪問して説明をしております。

健康づくりについては、健康増進委員会や医療機関懇談会を開き、それぞれに年間実績や地区の健康状態について資料提供して御意見などいただいております。

地域包括支援センターでの業務については、担当地域ケア会議を月に3回実施し、福祉・医療の連携や地区の状況を把握したり、介護予防事業を中心に実施しています。介護予防では、要介護状態になられる危険のある方を選定いたしまして、「つどい」や「しゃんしゃん教室」、「じょいや」などの運動や認知症予防の教室を案内し、参加者の効果判定を行っております。介護保険では、新規と区分変更申請があると調査に出かけております。障がい保健では、町内関係機関で構成する障がいネットワーク会議を月に1回実施したり、精神障がい者家族会の支援をしています。また、障がい者がサービス利用をする際に、区分認定が必要な場合の調査を実施してい

ます。近年は自殺予防対策として、西伯病院と連携をとって事業を計画して実施をしております。

次に、地区担当業務についてですが、先ほどの業務について、訪問や相談などを地区別に実施して、地区の状況を把握しております。また、地域振興区での活動も地区担当業務の一環で実施しており、振興区によって取り組みに違いがありますが、主にふれあい部、東西町では福祉部と言っておりますが、と連携をしているところでございます。振興区での保健師活動については、違いはありますが、その地区健康課題を把握してふれあい部に提供し、どんな取り組みができるかを話し合い、活動にしていくことが基本です。ですから、ふれあい部会に参加したり健康に関する事業の支援を行っています。

また、高齢者、障がい者については、台帳をつくり、状況が変われば変更するようにしています。こうした見守りの活動については、より身近なところで行うことが望ましく、手間での見守りカードを使った活動を広めていきたいと思っております。

次に、地域振興区についてでございます。

まず、振興協議会に対する交付金の算定基準でございます。交付金のうち、行政文書の配布料につきましては、振興協議会の世帯数を基準に算出しており、また、公民館活動分につきましては合併以前の地区公民館活動費の額をもとに算出してしております。地域活動や地域活性化を行うための費用は、地域の面積や人口、集落数、世帯数、高齢者比率などをもとに算出しています。また、発足から平成23年度までの各年度の交付金の額は、平成19年度が2,445万5,000円、20年度が2,629万3,000円、21年度が2,745万2,000円、22年度、3,749万3,000円、23年度見込みが3,620万9,000円です。これら交付金の内訳は、先ほど説明しました費用のほかに事務局員の人件費などが含まれていますが、その財源の大半は、従来からありました行政文書の配布料や公民館活動費、敬老会開催費用など従来から町で取り組んでおりました予算を充てております。町で仕切っていましたこれらの事務と費用を地域にお任せをし、地域は自分たちの事業計画と予算を持って自主自立の歩みを始めたということでもあります。

次に、費用対効果という質問でございます。先ほども申し上げましたように自分たちの地域経営を事業計画と予算を持って、自分たちの手で行うという自治体内の分権を進めて住民自治に大きく歩を進めたことでもあります。その結果、成果を一言でまとめるならば、地域のニーズに密着した活動が町民自身の力で展開できるようになったということだと思います。防災についての啓発活動や、子どもたちの地域での見守りなどの防犯活動、ごみのポイ捨て防止を呼びかける環境美化活動や、ウド、マコモダケなどの特産品開発を手がける産業振興、米子市の公民館や地域

との地域間交流と物産販売、人権を初めさまざまな学習活動、高齢者の安否確認などの御近所福祉の充実など、私たちの暮らしのさまざまな分野で、町民の皆さんが自発的意思で活動を行い、町を住みよいものにする努力をしていただいております。これら町民の皆様暮らしを守り、さらにはよりよいものにする第一義的な義務は行政にあることは言うまでもありませんが、先ほど申し述べたように住民の皆様が町づくりに対して自主的に取り組んでいただくことは、行政の費用に換算しましたとき、とても計算できない膨大な効果であると考えております。

次に、防災コーディネーターの24年度以降についてでございます。防災コーディネーターの制度は、国の雇用拡大政策の一環であるふるさと雇用を活用して、地域防災力の強化、具体的には町内各集落の防災時の初動体制の確立や自主防災組織の立ち上げを目的として、本町が独自につくった制度であります。この制度は平成21年度から23年度までの3年間が事業期間でありますので、期間終了後は特に防災コーディネーターという名称にこだわっていただく必要はないと考えております。ただ、いずれの振興協議会の会長さんも同じ意見でございますけれども、地域振興協議会の活動の基本は安心・安全の地域づくりであり、その上に福祉や環境、産業、各種の学習活動があるとおっしゃいます。私も同様に考えております。このため、平成24年度以降も3年間の経験を積んだ現在の防災コーディネーターの皆さんについては、御本人と協議会の合意があれば継続して防災活動を初めとする振興協議会の業務を担っていただければと考えております。雇用を継続するための原資として、24年度以降は国の特別交付税が充当されます集落支援員制度を活用する予定でございます。また、各振興協議会における今後の防災に関する取り組みにつきましては、現在の防災コーディネーターのみの業務とせず、会長様を初めとする振興協議会の総力を挙げて取り組んでいただくことをお願いする次第です。これら地域防災力の向上についての活動に対しましては、町は今後とも積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

次に、従来役場がかかわってきた業務、行事を地域振興協議会に移行したものはどのようなものかということでございます。振興協議会の設立以前に町が実施していた事業で、現在は振興協議会で行っていただいているものが幾つかございます。これらの事業を振興協議会に行っていただく際には何点かのポイントがございます。第1には、地域に密着した形で実施した方が事業効果が上がり、結果、地域の皆さんの主体性や自治意識の高揚につながる。第2は、地域の皆さんの参加がしやすくなり、その結果、参加者がふえる。地域の皆さんの喜びが増す。第3は、地域の皆さんが積極的に支えてくださる。第4は、継続性ということも考えなければなりません。第5には、指定管理をお願いする場合には、費用対効果と管理の充実ということも重要であります。これらのことを総合的に判断し、あわせて振興協議会とも御相談をした結果、現在、振興協議会

で実施していただいているのが、各種施設の指定管理、行政文書の配布、集落要望の取りまとめなどでございます。また、行事面では運動会や敬老会などがございます。

次に、学童保育を振興協にこの話は本当かという質問でございますが、これは施政方針でも申し述べましたように、平成24年度より東西町地域振興協議会の方でも放課後児童クラブを運営していただく予定としているところでございます。現在、放課後児童クラブは、プラザ西伯の「ひまわり学級」と農村環境改善センターの「あいみ児童クラブ」の2カ所で行っております。昨年3月議会の提案理由の説明で、今後は、子育て支援の方策の一つとして、行政のみではなく地域住民の皆様のお力をおかりして地域全体で見守ることが子供たちの健全育成にとって必要であるとの考えから、地域振興協議会などと協議をしてみたいと申し上げておりました。このような形は、事業を通じて世代間交流が図られるなど、地域の活性化にもつながっていき、よい結果が得られると考えております。このたび、従来から地域で子供に関する事業に力を入れておられる、東西町地域振興協議会と協議をさせていただきましたところ、積極的に御賛同いただきまして、新年度より新たに東西町でも放課後児童クラブの運営をしていただく予定となった次第でございます。

次に、介護保険の要支援1、2についてでございます。去る2月14日南部箕蚊屋広域連合議会全員協議会において第5期介護保険事業計画が報告され、2月議会定例会においてこれに伴います介護保険条例の一部改正が可決されました。第5期介護保険事業計画期間において要支援1、2の方が介護保険から外れることはありませんので、今までどおり介護保険サービスは利用できます。御質問の要件は、定例議会における連合長としての一般質問での回答だと思います。一般質問は地域包括ケアを進めるに当たってNPOやどういう地域の組織を活用するのかという質問でしたので、南部町では地域振興協議会を有力な地域の構成団体として働きかけをすることも想定できるというようなお答えをいたしました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、御答弁いただきましたが、まず1点目の保健師の配置基準なんですけど、私がなぜこの質問をしたかといいますと、町長も言われました、非常に21、2年度ごろから育休、産休の方がふえて、非常に人数的に少なくなっている、それと応募してもなかなか採用に至らないということを聞きまして、実際問題、町長が今先ほど言われました配置基準等については、多分私と同じ、この研究結果のものじゃないかというぐあいに思っております。町長言われました配置基準等について、先進的、それから中位とありましたが、大体数字的にはそのようなんですけど、とりあえず22年度、23年度で育休が何人あって、それに対して対応がど

うされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。22年度の産休、育休該当者ですけども、年度の途中で出たり入ったりということがございますけども、22年度、産休、育休に入った実人数は3名でございます。21年度は2名でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、課長の方から23年度途中ということがありましたが、23年度の、ちょっときょう持ってきておりませんが、町民全体に配られた「ことしの仕事」の中で育休の保健師の中に当初から3名の育休が記入してありましたが、今、課長は途中からだということでしたが、当初から3名というあれが書いてある、その辺はどうなってますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。23年度について、ちょっと先ほど説明しなかったように思っていて、申しわけございません。23年度は、今現在4名の者が産休、育休で休んでおる状態でございます、24年度に向けては4名の者が4月当初から休んでいる状態で、3名でスタートというような状態になっております。現在、保健師の応募について、この次の3月11日の方で面接をして、よければ採用できるような状態も一応報告しておきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど町長、非常に南部町は健康と福祉を重点にしている町だということで、対外的にも知れてるところですけども、この保健師の活動というのは、非常に市町村に移譲されてから保健師の業務が増大してきております。業務別で一応、保健師の業務として一番割合が多いのは母子保健、これは先ほど町長と同じ資料じゃないかと思いますが、母子保健が39%、それから老人保健事業が24%、精神保健が8%、介護予防4%、健康増進3%、それから介護保険が3%、その他が19%となっております。それで増大量は、見ますと大体5年間の業務増加倍率として、精神保健の保健指導が1.76倍、それから母子保健の家庭訪問は1.6倍と、それから介護予防の健康教育が1.37倍と、軒並みふえている状況です。そういう中で、非常に今、保健師の数を聞いてみますと少ない人数で介護予防等、いろんな保健師業務がやられております。それで私、十分に、保健師の方は一生懸命やっておられると思いますけども、これで果たして本当に、町長、これで人数、配置的には7人、8人ということになっておりますけども、これで十分今まで保健師とかの保健活動は十分やってきておられたというぐあいに認識

でしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたように、産休や育休といううなことで現在大変少なくなっているわけですけれども、合併した平成19年ごろには9人おりました、保健師がです。9人というのは先ほどの基準からいえば高位基準であります。したがって、非常に他の町村と比べて数多い保健師を南部町は採用して、住民の健康や福祉に力を入れておると言っていたでもいいのではないかと考えておりますが、ただ、この産休、育休については、これは喜ぶべきことであろうから、当然にそういうことでお休みになるのは、これは当たり前のことなんです、結局保健師の市場といたしましうか、これが非常に少ないものになっております。したがって、かわりのお方が確保なかなかにいと、できにくいということでありまます。産休、育休のかわりに正採用でいたしますと膨らむ一方になりますので、臨時、非常勤といううなことでお願いせざるを得んわけでありまますが、臨時、非常勤ではなかなか応募者もないといううなことでございまます。今は大変ですけれども、残った保健師で手分けして、分担してやっていたという状況です。今一番えらいときなんですけれども、これを乗り越えればまたもとの数になりますから、十分な対応ができるといううに思っております。

それから、募集もインターネットなどでかけて、応募もあるわけですけれども、いよいよ本当に赴任していただけるかという段階になって辞退されるといううなことになることになっておりまして、なかなか補充もままならない状況でございまますので、御理解をいただきたいと思いまます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 確かに育休は、子供さんが生まれるということ、南部町は非常に少子高齢化が進んでいる中で、非常にいいことだというぐあいに思いまます、先ほども町長言われましたように、臨時とかそういうものでなかなかないということですが、実際問題、私なぜといううことで、12月議会でも私は健診問題について質問させていただきました。そのときの答弁が、公民館からの集約化をしてした方が一度にできるのでその方がいいということでしたが、ある年寄り、高齢者の方から言わせまますと、1カ所に行くのが非常につらくなったと、近くにあれば行きやすいんだけど、遠くになって非常に健診が受けにくくなったということをおっしゃられます。そのことについて、やはり何かの手だてがないものか。例えば、その日はバスでも、どんな形になるか知りませんけども、バスとかいろんなものをその地区を時間を指定してでも回って、乗せていって、そういう方でも行くようにして健診率を増加していかないと、特に高齢者の方は遠いから健診を受けずじまおうかということも聞いておりまます、私も現実に。

いつだかの議員研修で行ったところは、ちょっと場所は忘れましたが、市だったか町が直接その朝は、その当日は、健診車じゃないけど、部落にまで回って健診していただくように回っていったということも聞いておりますので、ぜひともその辺の、また考え方によろしくお願いたいと思います。

それと、保健師の仕事内容で、いろんな、私も先ほど、保健師の仕事が非常にふえてきているということは町長もお認めになりました。確かに介護保険等いろいろな、特に最近、精神的保健というのが非常にふえておって、これはなかなか目に見えない。確かに、例えば治療すればすぐ目に見えて治るのもあるでしょうけども、精神保健というのは精神的な、保健師のケアというのがなかなか目に見えない。また、実際に、本当にその実像があったかどうかというのは目に見えないところがありますが、先ほど課長の方から24年度の保健師の採用については、3月11日でしたか、面接をしてということで、大体今の予定では何名の応募者が来ておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在1名の応募ということでございます。一応2名応募がございましたけども、1名、先日ちょっと辞退をされましたもので1名ということになっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、現在、7名でしたかね。24年度は何名の保健師さんの予定でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。4月当初で3名、今の正職員のことだけで申しますと、4月3名で、6月から4名、10月から5名という格好で正職員が復帰してきております。それで、この11日の面接で1人採用することになれば、それプラス1ということで、あとは町長の答弁の方でも申しましたけども、臨時、非常勤という格好で、かなりな確保をしたいというふうには思っておりますけども、何分米子市の方でもかなりな欠員が出ているようなので、重複するようなことが多々交渉してみるとありますので、その辺は協議の上、支障ができるだけ出ないような方向で確保をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、非常に厳しい状況であるということには間違いはないと思います。やはりこの健康福祉問題は非常に重要な問題でして、どうしても人が足りないとい

ということで保健師の方には非常に、通常で7人から8人で回しているところが4月からは3人、6月は4人ということになれば、約半分の定員というか、人数で回さなければいけない。非常に保健師さんにも負担が行きますし、それから町民に対しても十分な保健師活動ができないということになりかねないと思いますので、特にこの辺については十分、絶対数が足りないんで、ないと言われれば私もどうしようもないんですが、ぜひとも、やはりこの保健師の確保については十分やっていただきたいというぐあいに思います。町長言われました保健師を正職員で雇えばなかなか人件費的に難しいということで、職員定数についてはまだ削減の意向であるということをおっしゃるので、ぜひともこの保健師活動に十分留意をしていただきたいというぐあいに思います。

それと、12月の健康診査で、各集落に、高齢者の健康診断をするんで、集落でまとめていつがいいかという希望を出せということが健康増進委員の方に回ってまいりました。その中で、ですから23年度ですね、23年の12月ごろに来て、1月にやる予定ということで、その状況、どのような状況であったかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。冬の健康相談は、うつを対象としたケアを中心に行っておりまして、今年度の希望は15地区ございました。平成22年度は23地区ございまして、毎年希望地区に出向いてそういったことをしていくように計画しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今私が聞きましたのは22地区でしたけども、総体では、何か非常に、あとのそのなかったところについてのフォローはどのようにされているのかお聞きしたい。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。毎年全部回るということではなくて、年次的に全集落を回っていくような計画にしておりますので、今年度応募がなくても来年度、再来年度というふうに計画をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が質問したこととちょっと違うんですが、課長の答弁、私が質問したのは、一応、じゃあ逆に聞いてみますけども、今回その健康検査、今、課長が言われたうつとかそういう健康相談ですよね、1月か2月でしたかね。12月末に健康増進委員の方に文書を出されて、各集落、例えば私、天萬区ですので、天萬区については天萬区民の私5番組で

すので、5番組はいついつがいいでしょうかということを決めて、連絡くださいという文書がございました。それについて、今、課長の答弁ですと、一括して全集落やるんじゃないということでした。今回出されたのは全集落なのか。課長の答弁ですと毎年対象は全集落じゃないということのように私は聞きました。それで、どういうふうにその辺のことをやって、例えば30集落に出されて、ことし、15集落しか回答がなかった、そのあとの15集落についてはどうされたのかということ聞いています。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。申しわけございません。ちょっと議員とすれ違っていたように思います。冬に出すのはうつを対象とした健康相談でございます、集団健診で行います結果説明については、大きな会場、例えばいこい荘とかプラザ、西伯分館とかというところに御案内をして、まとめた集落でこの日に受けた健診はどここの会場に何時から来てくださいというふうにしておりまして、平成23年度は12回それを実施しておりますので、集団健診の結果説明と今話したのとはちょっと違っておりますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと課長とどうも意見がすれ違っておるようでして、私が各集落、私の5番組の方の健康増進委員の方に、集落で高齢者の方の、例えば健康相談をしたいんでその日程についてやってくれということがございまして、それで、私の方では、うちの方では一応皆さんに、ある程度の高齢者の方に回って、いついつあるんでということをお覧を回して来てくださいますということをやったんですが、その後でその他の組、それから集落についてはどうでしたか言ったら、そんなものが来たのかいとか、それからやってないわというようなところがあつたもんですから、ちょうど12月末と1月というのは各集落では委員さんがかわられるところがかなりあるんで、なかなかその辺の引き継ぎ等がうまくいかないんで、ちょうど正月になりますのでごたごたして、私はよく内容を知ってたんで、こういうものが来たんでやらないけんよということで回ったんですけれども、その他の集落は引き継ぎがうまくいってないかどうかわかりませんが、やってなかったんで、要はなぜ質問するかというと、せっかく文書を出して健康相談をしようと言っているのに健康診断ができないんで、せっかく町の方でやると言っておられるのに、その辺の周知が十分できてないんじゃないかなというぐあいに思ったもんですから、このようなことを言わせてもらいました。その後のフォローについてです。健康相談ありますよね、1月に。うちは1月の10日か10何日にしたと思いますが、十四、五日ごろに。そのときに来ら

れたのが保健師さんが3名来られて、3名の保健師でやっているよというようなことを聞いたものですから、この状況についてどうなのかということを知りたいんです。そのことについてフォローはどうなっていますでしょうか。まだわかりませんか。ちょっと休憩とってもいいですか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前9時52分休憩

午前9時58分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。（発言する者あり）

休憩します。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。冬の健康相談でございますけれども、平成22年度から3カ年間でうつを中心とした健康相談を行っておりまして、血压等も当日ははかたりして、一般的な健康相談も受けております。これに関して22年度実施して、先ほど23地区ございまして、その残りについて23年度御案内をいたしました。それで、15地区を回ったということで、あと24年度は残り地区を回ってこの事業をするということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 大体わかりました。ということは一遍来たところには来ないということですね、3年計画ですからね。毎年あるもんじゃないということですね、これは。わかりました。ということは、5番組は去年は手を挙げてなかったからことし来たんだということですね。はい、わかりました。

時間がないので、あと地域振興協議会のことについてお伺いしたいと思います。地域振興協議会の算定基準は、地域性というか、これは2008年の3月12日に企画政策課から出たものでございます。これによりますと、振興協議会運営分と、それからこの中には専門部運営費、広報紙発行、行政文書郵送分、全体で935万7,000円。これが正しいかどうかちょっとわかりませんが、こういう資料を持っておりますので言っておきます。それから地域活性化分Bという

ことで、合計が1,281万5,000円。事業活動支援金分が、50万円で349万7,000円、公民館部活動相当分が556万円、敬老会部分が375万8,000円で、75歳以上2,000円ということでございます。私が最初敬老会の役目をさせていただいたときには3,000円ということに、たしか1人当たり3,000円という経費が出ったように思いますけども、いつからか2,000円に減っているように思います。これは、なぜ減らさせたのかというのはちょっとわかりませんが、それで、合計しますと、これは19年度の当初だと思いますが、19年度は交付金相当額ということで2,217万2,000円、それから20年度も2,217万2,000円ということですが、今、先ほど町長が申されました、答弁いただきました19年度は2,445万5,000円、それから20年度は2,629万3,000円。ちょっと金額が違っているんですが、この中に今どのようなものがありますか。それと、あと私が質問しております職員の人件費はこの中に、町から派遣をしていた職員の人件費については入っているのか、入っていなければその金額についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。まず、先ほど町長より答弁がありました各年度の交付金の額でございます。これは決算の額でございますので、そのように再度お答えするものでございます。

それから、職員の給与ということでございますけど、確かに支援員という、支援という形で職員は設立当初から協議会の支援を行ってございましたんですが、これは企画政策課の職員でございますので、その人件費というものは従来からこれに加えてないところでございまして、今、支援員の人数はわかるんですけども、金額は不明でございます。重ねて申しますが、企画政策課の職員ということで町の仕事も多くしておりますので、そういう御理解をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この質問をなぜするかということは、一応、確かに町の職員であるけれども、地域振興協議会に、朝、例えば役場に出て、用事があって地域振興協議会の業務を何かあって、事務とかなんとか例えば業務的なあれをするというのならば、地域振興協議会の費用とは言いませんけども、これにかかわった人件費については幾らかというのを聞きたいということで私も職員の人件費ということで上げておりますけども、それについては御答弁はもらえませんか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 今、御質問のありました、朝来て必要があれば出るという、

まさにそのパターンを今私が果たしておるわけでございますけども、当時の企画政策課の職員で支援員という辞令をもらっておりました者につきましては、その全額、職員給与を計算してはおりません。個々にピックアップして計算しておるといようなことはしておりません。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、支援員として地域振興協議会に常駐していた方の給料については、わかるけども出せないということですか。それはそれで……（発言する者あり）いやいや、なぜかとは、この地域振興協議会の経費として総体的な金額を知りたいからただけ……（発言する者あり）そげな安い給料ね。ということは、この費用対効果の面でやはり総体的な金額がわからないとなかなかわからない、理解も私もしにくいし、その人件費がどれだけ使われて、確かに町長は地域振興協議会は非常に効果があったと言われてますんで、それで職員が出て非常に効果があったということになれば、それはそれで私は、評価の度合いは違うかもしれないんですけども、目安になると思いますので、ぜひともお聞きしたいというぐあいに思いますが、どうしても言えないということなんで、またそれは調べれば出てくると思います、時間がないうで。

それと、防災コーディネーターに移ります。防災コーディネーターは、私が言いましたように、当初の目的は防災コーディネーターの業務として防災体制の整備とかそういうところで、防災コーディネーターは水害が出てから出て見るんじゃないということを町長言われました。確かに防災コーディネーターですので、防災等についてのコーディネートをするのが防災コーディネーターの仕事というぐあいに思いますが、私は3年でやっと、今までいろんな形で防災にかかわってきた人がなっておられれば、それプラスアルファでできると思うんですが、3年間かけてやっと養成してきた人を今度は地域振興協議会の事務局員、町長は両方やるんだと言うことを言われましたけども、なかなか、やはりそこまでしてきたんならば防災コーディネーターとして、やはり十分住民に対して住民が納得できるような防災コーディネーターとして体制を整えていきたいということから申し上げております。

それと、あと学童保育の問題です。学童保育を東西振興協議会でやるということですけども、これについては、条例の改正とかそういうことについては問題はないかお聞きしたいと思います。要らないのか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。条例ということでございますが、これは町が運営するものでございませんで、条例の方には関係ないと考えております。自主的

にされる分について補助をするということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 雑賀議員、時間がありませんので、最後にまとめてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が学童保育に東西町とかなんとかでやってごせと言ったら、いや、今ので十分だと言われましたけど、そういう答弁だったと思います。記憶にあります、私には。なければ議事録見ていただいても結構ですが、今回は唐突に出てきたんでびっくりしている状況でございます。

それと、介護保険法の問題で、やはり地域振興協議会にもお世話になるかもしれないと、そういう制度があるんでそれを利用したいということでしたけども、ぜひとも、どうも地域振興協議会会長さんとの懇談会を見ますと、会長、役員のなら手がないということで非常に苦労しておられます。ですから、なるべくそういう方に、地域振興協議会の方に仕事はなるべく地域振興協議会ができるならばもっと会長、役員さんが手を挙げてでも、選挙をしてでも出るというような体制をとっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は10時30分であります。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、3点について質問をさせていただきます。

まず1番目、なんぶSANチャンネルの活用についてお尋ねをいたします。

私は前回の12月定例議会で国民健康保険の財政悪化についての一般質問を行いました。このような福祉関係の制度は、その制度維持に係る費用が急速に増大を続けており、今後どのように存続を図っていくべきかの議論が盛んに行われております。そして、この福祉関連の制度維持問題のような現在の日本社会が抱える構造的な問題は、当然行政内部や議会だけで解決できるわけでもなく、最も影響をこうむる町民の皆さんにも現状を御理解いただき、一緒に考えていただく必要がある問題だと思います。しかし、これらの制度は仕組みが複雑で理解することが非常に難

しく、当事者である町民の皆さんに御理解いただいているとは言いがたい状況です。

これは町政ではなくて国政のことにはなりますが、例えば年金の問題なども、記録消失の不祥事は別として、財政運営の状況は大丈夫大丈夫だと言われ続けておりましたが、結局は来年度から報酬比例部分も支給開始年齢が引き上げになるなど、本当の運営状況の情報の開示や伝達が十分になされていたとは言いがたい状況です。

そこで、このような重要かつ難解な行政課題、特に町民生活に及ぼす影響が大きい事柄については、なんぶS A Nチャンネルを活用した講座ないしは解説スタイルでの情報発信が効果的であると考えます。議会中継も多くの方が関心を持って視聴しておられるようですし、町民の皆さんの町政に対する関心は決して低くない、いや、相当高いというふうに思われます。ケーブルテレビというとても有用な情報インフラが整備されているのですから、ぜひこれを活用して、行政情報番組を組んでいただきたいと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。1番、行政情報の発信源として、今後新たにどのような活用方法をお考えでしょうか。2番、課長等が直接解説をする、行政課題等についての解説番組などが考えられないでしょうか。

次に、職員研修の状況についてお尋ねをします。

一昨日の議案質疑でも話が出ておりましたが、合併当初180名余りであった職員数が、現在は130名ほどと約50名の職員削減が行われており、今後もこの方向でさらに進んでいくこととなります。今春も相当数の退職が予定されているようであり、経験豊富な年齢層が現場を離れていかれることとなります。少ない職員で多様化する町の行政ニーズに対応していくためには、個々人の職務遂行能力や意欲の向上が欠かせません。事務処理能力や政策立案能力、組織管理能力のすべてにおいて高いレベルが求められる状況となっていますが、その能力向上を図る研修の状況はどのようになっているのでしょうか。1つ、職員数が減少することを踏まえた研修計画の見直しなどは考えておられますでしょうか。2つ、政策立案に際しては、さまざまな地域ニーズや課題を的確に把握することが重要であると思いますが、そのような面に関してはどのようにして能力向上を図っていかれるおつもりでしょうか。

3番目です。ごみ焼却の余熱の有効活用についてお尋ねをいたします。

木質バイオマスや太陽光などの新エネルギー活用が盛んに言われております。我が南部町でもペレットだきの空調設備や太陽光パネルなどが設置されていますが、そのほかにもごみ焼却場という大きな熱エネルギーの発生源があります。そこで、お尋ねをいたします。ごみ焼却エネルギーの有効活用を検討するお考えはないでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。

最初に、S A Nチャンネルの活用についてでございます。

今後新たにどのような活用方法を考えているのかという質問でございますが、なんぶS A Nチャンネルは平成22年5月よりN P O法人となり、番組制作について本町からの委託を受け、町の情報を発信していただいているところであります。放送は1時間の中で、映像として地域のイベントや行事などの番組を30分間、文字放送として町の行事や情報を30分というぐあいでも放送されているところでございます。今後の新しい活用方法とのことでございますが、なんぶS A Nチャンネルにおきましては、今までどおり町民の顔が見え、身近に感じることができるよう番組づくりでよいかと存じますが、C A T Vとしての活用としましては、新しいものと考えていかなければならないと思っております。議員もおっしゃっている行政情報の発信源としてですが、紙媒体としましては、広報なんぶや情報なんぶがあるわけですが、C A T Vにおいてもデータ放送を使っての行政情報の発信も一つの手段であると考えております。わかりやすく申しますと、なんぶS A Nチャンネルの画面からテレビのリモコンを使って「お悔やみ」だとか「町のイベント」だとか、簡単に自分が見たいときにテレビで見ることができるようになるものでございます。このような手段によって行政情報をより身近で簡単に入手していただくことが可能となります。そういった情報発信の手法も費用がかかってくるので、よりよい方法を今後も検討して、C A T Vの活用を考えてまいりたいと思っております。

次に、課長などが直接解説をする解説番組などが考えられないかという御質問でございます。現在のなんぶS A Nチャンネルは、地域の行事、イベントを多く放送しているところでありますが、御家族の方だとか御近所の方などが番組に出たりということになりますと、その番組を一度は見てみたいとなり、視聴率的に効果が出てまいります。しかし、行政の内容となりますとかた苦しくなって見られないこともあるかと存じますので、そのあたりの注意が必要ではないかと思っております。議員のおっしゃるような番組でございますけれども、以前に放送したこともございます。21年6月にさかのぼりますが、各課長にインタビュー形式で「町の仕事、各課長に聞く」という番組が放送されたことがございます。また、今年度に入りましては、4月には福祉事務所開設に伴い福祉事務所長が新設の内容について説明しておりますし、7月にはブルーベリー農園を紹介いたしました。その際には農業者支援制度の活用について産業課長が説明しております。また、そのほかに教育委員会が同和地区実態調査についての説明をいたしましたり、企画政策課から天津のグラウンドの芝生化について紹介したりと、番組に顔を出して説明や紹介をして

いるところでございます。そして、直近の番組となりますと、昨年11月放送に、ペレットストーブ補助金について担当者が説明をするという番組も放送されております。放送後は何件かの問い合わせがあったと聞いておりますので、そうした手法は有効な手段だと認識をしております。

番組制作はNPO法人であるなんぶSANチャンネルに委託して行っているところでございますが、行政情報をわかりやすく有効に多くの町民の皆様にお伝えできるように、今後もなんぶSANチャンネルと番組制作について協議をしてみたいと思っております。

次に、職員研修の状況についてでございます。

職員研修は、教育と啓発によって、職員個人の意欲と能力を高めようとするものであり、人材育成の中心的な手法と位置づけて積極的に取り組む必要があると考えております。本町では、これまで南部町人材育成基本方針に基づき、町民に親しまれ信頼される役場の実現を目指し、職員の自主性と自律性を向上させるような研修の充実を行ってまいりました。研修の実績としては、本年度は外部研修として中央研修に7名、県自治研修に延べ44名、内部研修を2月末現在で18回開催し、延べ586名が受講しております。昨年度は中央研修に4名、県自治研修に延べ30名、内部研修13回、延べ478名が参加しております。

議員御指摘のように職員数の減少に伴い、職員は今まで以上にその能力を高め発揮することが求められております。南部町のまちづくり計画の実現に向けて、町民の期待にこたえ、町民の立場に立って、心のこもったサービスを提供する行政の専門家としての職員であります。そこで、南部町職員の目指す姿、具体的には住民に信頼される職員であり、行動力のある職員であり、知恵のある職員をイメージし、平成24年度の職員研修の方針と実施計画を作成しました。研修計画として、OJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというわけですが、の充実、町内研修・研修所研修の充実、自己啓発支援の充実、中央研修の参加強化の4本の柱を中心に職員の能力アップを行ってまいりたいと考えております。

次に、地域ニーズや課題を的確に把握し、いかに政策立案能力を向上させていくのかという質問でございますが、新たに作成しました研修計画の中に政策力強化をテーマに専門的知識の習得を目指した取り組み項目を設けております。1つに、効果・コスト意識、経営感覚の養成です。現在の財政状況と今後をかんがみ、効果・コスト意識持ち、総合計画・マニフェストに基づく政策決定、優先順位など経営会議という手法で経験や専門知識を有する外部講師をお招きし、経営感覚の養成を図ってまいります。2つ目に、地域主権改革に適応するために求められる職員のスキルアップです。地域主権改革につきましては、現在一括法という形で数多くの法律が変わってきております。これらに即時対応できる職員の能力アップを目的としております。3点目ですが、

地域や人を知るということで、若手職員を想定しておりますが、職員として働く地域、かかわる住民の方々を知る、地域に出かける、そういったことが行政の仕事を進める上で大切であると考えておりますので、地域振興協議会などの協力をいただきながら進めていきたいと考えております。南部町職員として高い専門性を駆使し、使命感を持って地域課題に挑戦する、町民から信頼される職員としての意識の向上をこれら研修を通じて図ってまいりたいと思っております。

最後に、ごみ焼却の余熱有効活用についてでございます。

近年、化石燃料に依存したエネルギーからの脱却を目指し、太陽光、水力、風力、地熱などの自然エネルギーや木質バイオマスなどの地球環境に優しいエネルギー利用への取り組みが進められております。

本町におきましては、人々が自然と共生する循環型社会のまちを求めて、環境自治体を進めているところでございます。

これまでの新エネルギーへの取り組みを御紹介しますと、平成21年度には西伯小学校、会見小学校、平成22年度には天萬庁舎、法勝寺庁舎に太陽光発電システムを導入し、あわせて両庁舎には蛍光灯にかえてLED照明を設置しました。また、平成21年度から創設しました住宅用太陽光発電システム設置補助金でございますが、現在までに77件の補助件数でございます。また、平成22年度には、県内市町村では初めて公用の電気自動車を導入し、加えて緑水園の駐車場に急速充電器を設置することで、電気自動車の充電環境の整備を行いました。これも鳥取県西部では初めてのことであります。バイオマスにつきましては、平成22年度に法勝寺庁舎の冷暖房設備の熱源を、従来の重油だきから木質ペレットだきに変更し、削減した二酸化炭素をクレジットとして企業に譲渡する国内クレジットの認定を2月下旬にいただきましたので、これにより、共同実施者である町内誘致企業の鳥取グリコ株式会社へ二酸化炭素1トン当たり1,500円でお売りすることとなります。また、本年度より木質ペレットやまきを燃料にしたストーブやボイラーの購入補助金を創設し、御活用いただいているところでございます。現在までの補助件数は8件でございます。

これらの取り組みにより、従来の石油、LPGなど二酸化炭素を多く排出している熱源の代替として、新エネルギーに転換することで、従来の化石燃料を使用した発電への依存度を下げることにも大きく寄与するものと考えております。しかしながら、今までのエネルギーに取ってかわるにはまだまだ十分であるとは言えません。このような中、身近にあるエネルギーを利用する取り組みも進められているところです。

議員の言われますごみ焼却施設からの排熱利用については、全国的にも注目されているものの

一つであります。利用の方法としては、発電と、温水によるものがありますが、いずれについても、建設当初からの設備の設置が必要不可欠でありまして、現在の南部町・伯耆町清掃施設管理組合で運転している焼却炉を改造し利用することは不可能であることから、検討する考えは持っておりません。本町にある施設におきまして、平成7年に焼却炉を建設するときに、熱利用による検討もされた経緯があるようですが、投資に見合う設備の規模としては日量の焼却量が30トンが必要であり、また、24時間の連続運転が必要となるなど、現在の規模では見合わないことから実施への検討に至らなかったと聞いております。ちなみに近隣においては米子市の焼却施設において発電を行い、場内で使用する焼却灰の熔融炉の電気などの一部に使っている状況がございますので紹介しておきます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。

順番がちょっと逆さまになりますが、3番目のごみの焼却の余熱については、なかなか難しいという御答弁をいただきました。確かに相当古くなっている施設で、もともとそういった設備のない炉でもありますので、そう簡単にできるというふうには思えんというところもございまして、やはり毎日相当大きな熱エネルギーが出ていることも事実だろうというふうに思います。それで、当初から熱交換とかそういう設備がなくても、最近は熱エネルギーの回収をするようなそういうところも結構ふえてきているというふうに資料の方には出ております。簡単な設備であれば、発電までは無理かもしれませんが、温水の利用程度ができればなというふうに、ちょっと素人ですので投資対効果の効率がどうだということまではなかなか言えないところではありますけれども、クリーンセンターの冷暖房ですとか、もし温水がとれるのであれば近隣の方で、近辺の方でその熱を利用した施設園芸とか、そういうことも考えられるのではないかなというふうに思っております。技術の進展の度合いを見ながら、常に何かできないかという方向で検討を続けていただければなというふうに思います。

それでは、1番のなんぶSANチャンネルの活用についてに戻ります。かなり詳しく御説明はいただいておりますんですが、前にも伺ったことがあるとは思いますが、行政として町民の皆さんに行政情報として、これはケーブルテレビだけに限ったことではありませんけれども、伝えたいなと思っておられるようなことというのは、どういった事柄がありますでしょうか。ちょっとそれをまず伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。そもそも行政としてということで

ございますが、やっぱり地域の問題を皆様にお伝えして、自分のところだけではなくて、南部町の中にいろんな活動をされたり、こういったすばらしい素材があったりというような御紹介は必要だと思えます。行政としてという、行政情報としてということでございますが、これはわかりやすくお伝えをするというようなことも必要だというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ケーブルテレビができてから、あそこの人はあげに歌が上手だったかやとか、あげな祭りをしちょうなあだなという声は確かによく聞きますので、町内といってもなかなか隅から隅まで、どこにどのような方がおられて、どのようなことをやっておられて、どのような行事があってということは、すべてを知るわけにはいかないので、そういった面については非常に高い効果が出ているというふうには思います。そういう町民の顔が見えるような放送内容というのも当然これは重要なことだというふうに思いますが、議会放送という、この放送ですが、この放送も非常にたくさんの方に見ていただいておりますし、それに関連してというわけでもないかもしれませんが、この間議会で出とった例えばこういう施策については詳しくはどげんなさうだということを私らも聞かれることがありますし、それからその先に、自分はある行政施策じゃなくてもっとこういうことをしてほしいとかいうふうに話が進展するという場面も結構多くなっているのも実態だと思います。それで、本当に町民の皆さんが、そりゃ物すごく難解でかた苦し過ぎるような番組だと、こげなもんなかなか見てもわからんしということもあるかもしれませんが、本当に町民の皆さんが行政のそういうことと申しますか、取り組みについて関心が余りないというふうに、ないということを言っただけではないですけども、そういう番組としてまでは余り見ようかなというふうには思っておられないのではないかとこのように役場としてはお考えなものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 南部町で活動されていますいろんな事柄をS A Nチャンネルで紹介していただいたり、こういった議会放送も皆さん御視聴になられて、興味や関心が高まっているというのは議員がおっしゃるとおりだと思います。やっぱりそれにこたえまして、わかりやすくお伝えするというようなことは必要であるというふうに思います。そのためにもS A Nチャンネルの特性でございますが、放送といたしまして伝達という、速やかに伝達ができるというような特性や広範囲に伝達ができると。そして多くの町民の方に知っていただけるというような特性を生かしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） ほかの市町村では、例えば市長や町長の抱負ですとか所感、議長の抱負、議会の各委員会の取り組みといったようなものから、人権問題、自殺対策、多重債務問題、そういうさまざまなものを番組として提供をしておられるといったようなところが、結構たくさんどうもあるようです。そういったよその例とかを調査をされたことというのはありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 私の方が、私が出かけて行ってということはございませんが、先般、SANチャンネルの方が島根県の方に直接出かけていきまして、先進事例というんでしょうか、そういったところを学ばれたということはお聞きをしております。そういうような研修とかそういうことをされているということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ５番、景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 今、議会では、議会改革特別委員会で住民説明会を予算、決算の後に開催をしようということで話が進められております。もちろんこの説明会というものは、直接生の声で住民の皆さんにお知らせをするということで、非常に重要なことだというふうにも思っています。特に議会が平日の昼間に行われるということで、なかなか、ケーブルテレビの放送があるといっても、こういった調子でかなり長い時間をかけて話をしてますので、貴重な時間を使ってすべてを見ていただくということは難しいことだろうなというふうに思いますので、コンパクトにまとめて、議会としてどういう意思決定をしたということを伝えるということはとても重要なことだというふうに思いますが、それでもやっぱりどこかに出かけてきていただかなくてはならないということがありまして、ケーブルテレビで同じような中身を皆さんの御家庭のお茶の間にまで出かけて行って説明をさせていただくといったようなことも考えられないものかなと、これはまだ議会で話しているわけではないですけども、そうすればより理解も深まるのではないかなというふうに、私個人としては考えたりもしているところでございます。特に子供の問題ですとか将来の問題について、将来どうなっていくかといったような問題については、地域の住民の皆さんの関心というのは非常に高いなということを常日ごろ感じさせていただいておりますので、役場として将来どういうふうに政策を持っていくのかという、きょう冒頭の壇上の質問でも述べさせていただきましたが、社会保障の関係とか、そういうことについて町でやれる範囲でどういうふうに考えていくのかといったようなことについては、ある程度御説明をするべく、ケーブルテレビを活用していただきたいなというふうに思いますし、議会の方でも、先ほど言いました議会としてどういうふうに考えているのかといったようなことをお伝えできる時間も番組とし

てとっていただければなというふうに思うところでございますが、そのあたりについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議会の方でそのような取り組みをなされると、またそれを町民の皆さんに広く知っていただくということは、これは結構なことではないかなというように思っております。いわゆる行政といましようか、執行部が情報伝達的手段や方法を独占して自分の都合のいい情報を流していくというようなことは、これは余りよろしくないのではないかなという考え方から、いささか自制をしていた面もございます。そこでNPO法人であるなんぶSANチャンネルというところに町の情報発信の、全部ではありませんけれども、一部をお願いして、執行部としては構成と言いましようか、そういうことを担保してきているような気持ちでいたわけですが、先ほど来の御質問いろいろ聞いてみますと、私は本当のところ言いますと、心の中全部ぶちあけてしまいますと、行政のやっていることを、これとこれなんてのではなくて、全部直接伝えたいわけですが、すべて。会計の状況から財政の状況から全部伝えたいと思っております。ただ、これは政治的なことも入ってくると思います、政策が入りますからね。これは町長の政治活動の一環としてSANチャンネルを我が物にして使っておるというような御批判もあるかもわかりませんし、なかなかそれはできないわけでありまして。そういう思いでございますけれども、御提言をいただきましたので、例えば先般も御質問いただいた国保の状況だとか、あるいは健診を受ける、何ていまいましようか、町で行っております健診の順番だとか考え方だとかそういうような啓発ですね。あんまり政策にかかわらないような部分について、課長さんなどが出演して積極的に説明をするようなことを考えていってもいいなというように思っておりました。特にそういう執行部が情報発信装置を独占してやるようなことがないように気をつけながら、慎重に、しかし、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 確かに都合のいいことだけを発信するとか、そういうことは許されんわけですので、極端な話を言えば執行部がつくられた、受け持たれた番組に対して、NPO法人は独立性をある程度持っているわけですから、なんぶSANチャンネルさんがつくられた番組で少し批判的なものが出るといったような、そういうことだって極端なことを言えばあり得る話だろうというふうに思います。そうなのはならないというふうに思うんですけれども、ぜひ、町民の皆さんが知りたいと思っとられること、伝えなければならぬというふうにお感じになれることはどんどん、ケーブルテレビという非常に便利な設備がありますので、有効活用に努め

ていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の職員研修の状況についてですが、最初の御答弁をいただいたときに、職員像、研修をするためには、どういう職員になってもらいたいという気持ちを込めて研修をするのかということが非常に重要だというふうに思います。南部町の職員として、こういう職員、職員だけではなくてこういう人間になってもらいたいということ、かなり述べてはいただいておりますが、もう一度教えていただければなというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど町長の方から御答弁申し上げました。平成24年度につきましては、2月ですけれども、職員研修計画をつくりまして、先ほど述べました住民に信頼される、それから行動力のある、知恵のある職員を目指しております。先ほど言いましたように4本の柱でやっております。これも抽象的な書き方になっておりますので、なかなか具体的な物が見えないのかなと思います。

それで、今の職員の現状でございますけれども、職員は基本的には政策立案やその実践など、まず現場主体の専門性をもって取り組む業務を持っております。それともう一つは、事務などマニュアルに基づく事務的な業務を行っているのが現状でございます。このうちの事務的な業務の方に少しウエートが乗っかっておりますので、政策立案や実践業務が手薄になっていると、そういうような状況だと認識をしております。

そこで、120人体制を目指すときに、職員はどうあるべきかともう一度問い直しまして、本来あるべき姿の政策立案、実践業務に軸足を置いた業務に移行をすると、そういうものを目指す職員になっていただきたいなど。それから、この研修等を利用いたしまして職員の個々のスキルアップを図って業務の仕方を変える、先ほど言いましたように業務の仕方を変える職員になっていただきたいなどと思っております。答弁の中にもございましたが、これから進みます地方主権改革に適応できる職員になってもらいたいということを望む職員像として持っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 今お答えにもありましたので繰り返しになるかもしれませんが、住民サイドから、職員さんにこういう職員であってほしいとよく言われるものなんですけれども、とにかく地域の中に出てきて直接どどん地域課題をピックアップしてもらいたいと、現状を見てもらいたいということや、目と足と耳とで行政の課題をくみ上げてほしいとか、あと、とにかく行動力があって、いろんなそれに不随するような解決しなければいけないようなことは後からでも、とにかく行動してほしいといったような、そういったお話が結構出てまいります。

特にこれは若い職員の皆さんがそうかなと、すべての方がそうというわけではないですけども。地域のありようも変わって、なかなか部落の集まりとかそういう回数も減ってきて、隣近所でも寄ることが少なくなっているとか、そういうケースもありますでしょうし、特に町外にお住まいになっていらっしゃる職員の方も結構いらっしゃるということで、地域に出ることが難しくなってる、出方がわからないといったようなことが起こっているのではないかなと。そうすれば、その地域に出られない、出る方法を何とか考えなければいけないということが課題なのかなと。そういったような指導というか、研修ということも、そうすると必要になってくるのではないかなというふうに考えますが、具体的に何をするというお答えはすぐには出ないかもしれませんが、そこら辺で何かお考えになっていることがあればお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 具体的なのは出ませんが、この研修計画の中でOJTの充実ということで、ここではコミュニケーション力を高めるということで接遇力の強化であったり、人材育成の部分であったりを研修するようにしております。また、今、議員おっしゃいましたとおりだと思っております。まず事務的の方にウエートがかかるということは、外に出ないということになりますので、やはりそういったことは少し細めて、外に出かけて、出かけることで地域のニーズであったり課題であったりいろんなことが見えてまいりますので、そういったことを外の分を中の方に持って帰って、それを処理できる職員が育つ必要があると思っておりますので、そういった視点での研修を続けてまいりたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ありがとうございます。

職員の皆さん自身も、こういう自分の能力を伸ばしたいとか、こういう知識を得たいとかというように、勉強をしたい、力をつけたいというニーズも多分お持ちだろうというふうに思いますが、そこら辺の職員さんから出てくるニーズの酌み取りというのはどういうふうにやっておられるものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。職員に対しましては、アンケートをとったり、それから職場の中での課題の拾い出しだとか、そういったことをやっております。それからまた、もう一方は安全衛生委員会というのがございます。そういったところで職員の気持ちを聞いたりしながら、そのニーズを把握をして、対応できるところは対応していくというふうに行っております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 若い方はなかなか地元のコミュニティーに出かけるチャンスが少なくなっているのではないかとといったようなことも申しあげましたけれども、もしかすると若い方の方が、将来の町がとか行政がどうなっていくのかということに対する不安、問題意識というのは強いかもしれません。ぜひそういう若い皆さんのこういう力をつけたいといったようなことはしっかりと聞き取っていただいて、それに合ったような研修というものももう一遍組んでみていただければなというふうに思います。

先ほどの御答弁の中に、地域主権といいますか、地域の自立とかというお話が出てたわけですが、じゃあそれまでが地域が自立してなかったか、主権がなかったかということにもなるかもしれませんが、やっぱり何がしかの町が住民が抱えている問題を解決するときに、例えば鳥取県ですとか関連する国の機関、省庁にどういうふうにもこの問題を解決するかという伺いを上げて、それに沿った格好で職務を遂行していくというパターンが、随分昔になるかもしれませんが、そういう業務のパターンだったのが、やっぱり地域、自立、主権ということになりますと、独自に考えていけないといけないということになってくるんじゃないかなと思います。そうすると、先ほど言いました地域に出て、本当に地域が抱えているニーズというものがあるのかといったことを、役場が解決すべき問題、それが何なのかということをつかみ取る能力が必要になってきますし、それをどうやって解決するのかという今まで上の方に伺いを立てとったところを自分たちで立案する能力というものも必要になってくるんじゃないかと、くるんじゃないかといえますか、必ず必要になってくるというふうに思いますが、なかなかどっかの研修に、今、研修のことを聞いているのにこういうことを言うのもおかしい話なんですけれども、研修でそういった能力を身につけるといっても難しいところはあるわけなんですけれども、そういう課題を認識するですとか課題を解決していくという能力といいますか、力についてはつけさせたいというふうにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この研修でございますけど、いわゆる座学でございます。座って学ぶものでございまして、そういうのも一つの手だとは思いますが、やはり現場に出て行動する、これが一番だと思うんです。そこで成功することもあるでしょうし失敗することもあるでしょう。それが私は研修の大事なところなのかなというふうにも考えております。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 私もそういうふうに思います。少々の失敗があっても、同じ失敗を繰り返さずに、それを糧にしてさらに成長していくというような、本当にいい格好のスパイラルアップというものが必要なんだろうなと。ですので、その上で管理をされる職員の皆さんには、少々の失敗はわしが責任をとったるわいというぐらいの、もちろん持っていらっしゃるというふうには思いますけれども、伸び伸びと仕事ができるような体制をとっていただければなというふうに思います。

最後に、一つお願いなんですけれども、いろんな研修を年間延べ５００名ぐらいの方が受講していらっしゃいますが、ぜひやっていただきたいというのは、民間企業研修をやっていただければなというふうに思います。バブルの崩壊以降、企業はどこも経済環境悪化しておりまして、需要がないところに何としてでも需要を見出したりとか、聞けないお客さんのニーズでも何とかして聞いて売り上げをつくっていったりという課題まみれの状態で、その中から本当に解決すべき課題は何だとか、どうやって解決するべきかといったことについては、多分行政の皆さんよりも進んでるといえるか、そういう必要に迫られてきているんだというふうに思います。そういった考え方ですとかやり方というのは、行政に持って帰っていただければ非常に有効な武器になるのではないかなという気がしておりますので、これについてはぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。もし答弁がございましたら。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。民間企業研修というものは、私も大切なことだなと、このように考えております。私自身も民間におったこともあるわけでございまして、全く役場のこの文化が違うといいましょうか、天と地ほど違うわけでありまして、それをちゃんと自分のものにして、血となり肉となって行政に生かすことができれば、これ以上のことはないというふうに思っております。

それとやっぱり現場を知るといことは私は大事なことだないかと思っております。現場に神宿るとかという言葉が言われたりするわけでありまして、やっぱり現場をよく知って、現場の気持ちを町政の中にいかに反映していくのかという工夫が、それぞれの職員、私も含めてなんですけれども、求められるというふうに思っております。そういう意味で、議員さん方は日常活動の中で住民の皆さんとも非常に接触が多いというふうに思うわけでして、ぜひそういう住民の皆さんの思いを、この本会議場ばかりじゃなくても結構ですので、直接いろいろ御指導いただいたらなども思ったりもいたしております。

一方で、地方公務員の身分を持っておる人を簡単に民間の企業に派遣するというようなことは、

できそうでできません。簡単にはできないわけでありまして。そこにちょっと工夫が必要だというように思っております。

それと、あんまり自分の定見、知見を持たずに現場に出て、言われるままに染まって帰ってしまったというようなことがあってはなりません。これは、現場は劇薬だという言葉も一方であるわけですし、やっぱり一定の公務員としての考え方というようなものを、理念というようなものを矜持しなら現場から大いに学んでいきたいということで、そういうスタンスで今後の研修も進めていきたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それぞれにつきまして非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。以上で私の質問終わらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。3点について町長の姿勢を問い、もって町政の発展に寄与したいと願うものでございます。

初めの質問は、米子市淀江町小波に計画が進められようとしている産業廃棄物最終処分場について、南部町長として平井鳥取県知事に意見具申をするべきではないかとの立場から伺います。

1月26日に突然新聞報道があり、私は大変驚きました。その報道によれば、淀江町小波に、鳥取県などが出資する第三セクター財団法人鳥取県環境管理事業センターと廃棄物処理会社環境プラント工業が、整備概要を盛り込んだ事業計画案に合意する方針を固めたことが、1月25日、関係者への取材でわかった。同社が処分場の事業主体となる計画で、2015年度の完成を目指しているという内容です。第三セクターと民間企業が連携する処理場は全国初です。産業廃棄物は事業者の責任で処理することが原則です。拡大生産者責任の立場に公的機関は立つべきです。

具体的に質問いたします。（1）産業廃棄物の管理型最終処分場計画はなぜ必要なのか伺います。（2）鳥取県下で管理型処分場への搬入量の過去10年間の推移と将来推計は把握されているか伺います。（3）南部町はこの最終処分場にごみと負担金を出す考えがあるか伺います。

（4）鳥取県などが出資する第三セクター財団法人鳥取県環境管理事業センターが今回の計画に関与すること及び県補助金を35億円の支出に県民の理解は得られないと考えます。鳥取県は環境立県を目指すべきと考えます。循環型社会に本格的に取り組むべきと平井知事に意見具申する

考えはありませんか、伺います。

次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合の焼却施設の将来計画について質問します。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合のごみ焼却施設の耐用年限もあり、将来計画を町民の皆さんの前で開かれた議論が求められていると考えます。

具体的に伺います。（１）西部広域行政管理組合においてごみ処理の将来計画はどこまで話し合われていますか。（２）南部町のごみ減量化計画の進捗状況と課題について認識を伺います。

最後の質問は、町立保育園のあり方についてであります。

いよいよ４月からつくし保育園とさくら保育園が指定管理による町立民営の保育園になります。今まで４園町営でできていたものを、職員の待遇改善と保育時間の延長という理由で民営化に踏み切りましたが、町直営で運営することは可能であります。乳幼時期の子供たちにかかわっていただく保育士さんたちの待遇改善に、直接責任を町が負うべきことが何より大切であるものと確信いたします。町の直営に戻すことを求めて具体的に質問いたします。

（１）２３年度の伯耆の国への委託金の積算根拠、人件費の内訳と、その他の経費があるのか、委託金に残額があれば返還されるのか説明を求めます。（２）現在伯耆の国で働いておられる職員の人数は何人で、非常勤職員として町職員として雇用したとすれば人件費は幾らとなるか伺います。（３）保育士さんたちの待遇改善の具体的内容を御説明いただきたいと思えます。（４）今回の保育園民営化は、町が直接責任を負うべき保育事業をみずから放棄したと指摘するものであります。町直営に戻すことを求めて、この場からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、産業廃棄物の最終処分場の件でございます。

私たちの生活活動により発生するごみについては、経済活動により発生する産業廃棄物と一般家庭から発生する一般ごみに大きく区別されます。一般ごみについては、市区町村において処理することが義務づけられておりまして、可燃ごみ、不燃ごみについて、焼却あるいは埋め立て、資源化と取り組んでいるところでございます。

産業廃棄物については、原因者において処理することが義務づけられており、処理業者において適切な管理がされ最終処分場へと処分されております。産業活動は、私たちの社会が成り立っていくに当たり必要不可欠の活動でありまして、とめることはできません。すなわちこれにより発生する廃棄物についても処理していくことが当然に必要となるわけでございます。最終処分場は大きく分けて安定型と管理型があり、それぞれ処分ができる内容が異なっております。県内に

は管理型の産業廃棄物処分場はなく、これにより処分するものについては、県外に処理を求めているところですが、県外での受け入れが困難になってきつつあり、県内での管理型処分場確保が必要となっております。

県内の産業廃棄物発生量は、産業廃棄物実態調査によりますと、平成21年度で約5万7千600トンと推計され、このうち、瓦れき類及び汚泥量が約7割を占めております。リサイクル率は75.6%、中間処理による減量化量は1万4,000トンで、最終処分量は約2万7,000トンとなっております。このうち、管理型による処分量については約1万トンであります。このたび計画されている淀江町の処分場計画においては、年間5,800トンを見込んでおります。

過去10年の推移については、管理型処分場の搬入量では明らかになっていませんが、産業廃棄物の発生量の推計から申しますと、平成19年度までは増加傾向にあり、平成21年度は減量、リサイクルの推進や景気低迷などにより減少に転じているところです。今後についてはほぼ同程度で推移していくのではないかと考えております。

南部町が最終処分場にごみと負担金を出す考えがあるのかということですが、町として産業廃棄物を出すことがございませんので、御質問の趣旨には当たらないと考えております。また、負担金については、このたびの淀江に計画されている産業廃棄物処分場については、市町村に負担金を求める考えはないということをお聞きいたしております。

知事に意見具申をせよということですが、産業活動は私たちの生活を維持していくために必要なものでありまして、それに伴い発生する廃棄物については、資源化を進めましても最終的な処分をする施設は必ず必要となってくるものでございます。鳥取県環境管理事業センターは、産業廃棄物処理施設の確保などを行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として設立されたものでありますので、今回の計画に関与することは本来の業務として当然に行うべきものであります。県補助金については、建設費及び維持管理費のうち、排水の高度処理に係る経費の補助に充てる計画となっております。補助金の支出については、県での審議が行われるものであります。町としては、県内に必要な施設を設置することが産業振興につながり、また、住民の皆様の利益にもつながると考えているところでございますので、意見具申をすることは考えておりません。

いずれにいたしましても現在の県外での処分が今後安定的に行うことが確約できる状況には見込めないことから、県内での産業廃棄物処分場は必要不可欠であると考えておりまして、このよ

うな考え方から、鳥取県環境管理事業センター設立においても町も出損をしているところであり
ます。

次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合の焼却施設の将来計画についてでございます。

西部広域行政管理組合において広域的なごみ処理について検討を行っているところでございま
す。可燃ごみについては、西部地区の市町村に稼働している施設の老朽化が進んでいたことから、
平成23年度をめどに広域処理の施設を建設稼働させる方向で協議を重ねてきたところであり、
最終的に南部町での建設がほぼ決定となっております。しかしながら、議員も御承知のとおり、
この計画は最終合意とならず白紙に戻ったところでもあります。これに伴い、各施設において老朽
化が進んでいる一部の施設を除き、平成27年度まで延命化を図り対応することになりました。
この後、広域行政管理組合において、平成20年7月に広域ごみ処理計画課が設置され、平成2
8年度以降の可燃ごみ処理計画の見直し作業が開始されてきたところでもあります。現在の処理計
画の状況としましては、米子市クリーンセンターの適正処理量に余裕があるということから、老
朽化が進んでいた大山町中山清掃センターが平成23年度より、平成28年度からは境港市清掃
センターが暫定搬入を行うこととなっており、他の施設については平成33年度まで延命化を図
り、その後、平成34年度から米子市クリーンセンターにおいて処理する予定とされてるところ
であります。ちなみに、米子市クリーンセンターの稼働予定期間は平成43年度とされておしま
す。

次に、南部町のごみ減量化計画策定の推進状況と課題でございます。ごみ減量化計画は平成1
8年3月に作成しており、この中で一般廃棄物の減量化の目標値を平成22年度において1日1
人当たり、平成12年度排出量に対して5%削減する目標としております。計画を策定した平成
17年度における平成12年度対比は12%の増であり、年々増加の傾向にございました。その
後、広報活動などによるごみの分別収集の徹底と減量化、ごみの分け方・出し方のパンフレット
を作成し全世帯に配布することなどにより、資源ごみ化を進める取り組みを行い、減量化に取り
組んできたところでもあります。またこのほかにも平成17年度からの生ごみ処理機の購入に対す
る補助、平成20年度からの地域振興区単位でのごみ減量化取り組みに対する補助金を実施し、
住民の皆様方の御協力をいただくことにより、平成19年度から可燃ごみの減量化が進んでい
るところであります。しかしながら、当初計画の対12年度比マイナス5%達成には至っておりま
せん。減量化に向けての課題として、可燃ごみに多く入っている軟質プラスチックなどの資源化
へのさらなる取り組み、生ごみの水分減少に対する取り組みを進めることが上げられます。水分
減少については、平成24年度の当初予算でお願いしておりますが、水切りバケツを全世帯にお

配りし、生ごみの含水率の減少に取り組むこととしております。また、引き続き生ごみ処理機の購入補助の継続、段ボールコンポストによる堆肥化の推進、資源化できるものの分別の徹底を進めるなど、皆様方に一層の御理解と御協力を得まして減量化に取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

最後に、町立保育園のあり方についてでございます。

まず最初の質問であります伯耆の国への委託料の積算根拠でございますが、人件費が1億53万6,800円、事務費が198万6,000円となっております。年度終了時に生ずる人件費部分の過不足については3月末をもって精算することとしております。

次に、現在伯耆の国の職員で働いている職員の人数でございますが、保育士が30名、調理員が2名でございます。この方たちを町の非常勤職員として雇用したとすれば人件費は幾らかという質問でございますが、そもそも23年4月以降に雇用継続できない非常勤保育士が多く、南部町の保育所で経験を積んだ保育士を確保し、保育の質を保証するために指定管理という方法を選択したわけでございますので、この方たちを継続雇用したとすればという御質問の設定自体が、これはあり得ないことと思うわけでございます。しかし、御質問でございますので、単純に町の非常勤職員の報酬を人数に当てはめて計算をしたとすれば、1人当たりが199万7,600円ですので、社会保険料などを加えますと約7,572万7,000円となるわけであります。

次に、保育士の待遇改善の具体的内容についてですが、12月議会でもお答えしましたとおり、正規雇用になり、身分的に安定した立場となったこととあります。産休・育休制度については、非常勤職員でも取得は可能であります、実際に取得される方はありませんでした。また、給与面でも、経験年数、担任か否かなどに一切関係なく、非常勤職員という一律の給与額でございましたけれども、伯耆の国の正規職員となられたことによりまして経験年数や年齢が加味された給与となり、昇給のほか、一時金、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などといった各種手当も支給されております。

次に、今回の保育園の伯耆の国に指定管理をさせるやり方はおかしいと、非常勤職員でも待遇改善をして、町立町営の保育園を求めるという御質問でございますけれども、指定管理については、これまで何度か説明させていただいてまいりましたように、平成22年度には保育園において非常勤職員の占める割合が6割に達し、このうち多くの方が23年4月より雇用ができなくなることとなり、保育の継続が困難な状況が予測されたわけとあります。そこでまず人材確保を図ることによりまして保育の継続を図る必要があった、また、同じ職場において職員の待遇格差をそのままにして継続していくことは、雇用している責任者として看過できない状況になっていた

こと、このような現状を放置しておくことは職員の雇用確保の困難を招き、ひいては保育園の運営を危うくするものと考えられることから、南部町保育所での経験を積んだ現在勤務していただいている非常勤職員の方を継続して雇用し、また、その身分を保障することが大切であると考えて数々メリットがある伯耆の国へ指定管理でお願いすることとしたものでございます。指定管理によって町の責任がなくなるものではございません。保育については、児童福祉法により町が責任を持つこととなっているものでありまして、議員の言われますことを素直に解釈すれば、私立の保育園を否定されていると言わざるを得ないと思います。非常勤職員でも待遇改善をして公設公営を維持すべきとの御意見と思いますが、さきに申し上げましたように、よりよい保育を継続するために保育士の確保、身分の安定などの面から今の手法をとっているわけでありまして、もとの形に戻すことは考えておりません。

以上で答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと再質問してまいります。まず淀江町小波に計画されております環境プラントと財団法人鳥取県環境管理事業センター、この計画なんですけども、鳥取県におきましてこの最終処分場の計画の経緯というものがありまして、まず鳥取県環境管理事業センターが設立されたのが1994年5月だそうですけれども、それから鳥取県内に4カ所候補地が挙げられて、どういう経緯をたどってきたか、御存じでしたら御答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。何カ所かの候補地があったとは聞いておりますが、その経過については承知しておりません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これまで4カ所、94年に設立されて、まず99年、青谷町に8月に計画が出されて、翌年9月に断念されてます。そして99年12月に鳥取市小沢見地区に計画が持ち出されて、11月に断念されております。そして2004年に倉吉市内、そして岩美町内を計画がされて、11月にとんざということになっております。これは、いずれも環境管理事業センターが独自にやってきて、それでうまくいなくて、今回、民間事業者との提携という形をとるようにしたっていうのが全国で初だと言われておりますけれども、なぜこれがそんなに特殊なケースなのかということについて、どういう認識を持っておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。全国初ということでございますが、

環境管理事業センターの方としては、環プラ、環境プラントさんの方に全部を任せるという方法も一つあったとは思いますが、その中で搬入するもののチェックをしていくという立場でかわっていくということがございます。それは、搬入する内容について皆様方の安心を得るためにセンターの方で責任を持ってやっていくということでございますので、その部分で提供して、提供といえますか、その部分を受け持っていくという形だそうでございますので、特別に問題になるという考えは持っておりません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そこが問題なんですけども、後で言いますけども、この今回の計画につきましては、どういうものかといいますと、先ほど町長の答弁では年間5,800トンですか、受け入れるという、これ管理型なんです。それで二重遮水シートと遮光マットっていうものらしいですけれども、間に粘土みたいなものを、ベントナイトという混合土を挟み込んだ三層構造で、オープン型（分割方式）といって屋根がないわけですね。そこで、そういうものです。事業期間が47年間、埋立期間が37年間で、埋め立てが終了した後10年間維持管理をするんだということですね。その管理型に持ち込まれるものっていうのは、先ほども言っておられましたけれども、燃え殻が多いということにして、燃え殻には本当に何が入っているかわからないというもので、環境汚染の可能性が大いに懸念されるわけです。その持ち込んだ時点で、これが安全かどうかのチェックをどういう管理をできるのか、本当に問題が多いものだと思います。

それで私は、前鳥取県知事の片山知事が、この産業廃棄物の処理の問題について基本的な立場を記者会見で述べておられることを紹介したいと思いますけれども、産業廃棄物というのは、排出者が責任を持って処理するというのが原則であります。したがって、それに対応する民間レベルでの産業廃棄物処分場が設置されるというのが基本だろうと思うのです。一般廃棄物の場合は市町村がこれを処理するということになっていますから、市町村が組合をつくったりして自分で処理施設をつくるのですけれども、産廃行政はそうはなっていないわけです。産廃に関しては、あくまでも県は法令にのっとって適正かどうかのチェックをするという、これが基本でありますというふうに02年11月5日の知事定例記者会見で述べておられます。私は、県が出資する第三セクターですから、それに対してまた鳥取県の税金も35億円出すっていうことも問題があると思います。業者の責任でするものに貴重な税金を出す根拠は何なのかということは、私はもう一度よくお考えいただいて知事に意見を述べていただきたいということで、この問題については進みます。

続きまして、2カ町の清掃施設管理組合の焼却炉の問題が西部広域行政管理組合の議会で、ち

よっともう一度確認しますが、現在の2カ町の炉を33年まで延命するというので、そこまではよろしいですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。現在そのような計画でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは、西部広域行政管理組合で平成28年度以降における鳥取県西部圏域内の可燃ごみ処理計画が話し合われていると思います。そして、平成22年の11月9日の正副管理者会でしょうか、議会か管理者会かよくわかりませんが、そこでその平成33年以降の処理計画についてどのような計画が話し合われていますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この間の2町の清掃施設管理組合の議員さんで植田議員は出ておられて、そこでも同じことを言われて答えておりますが、先のことはなかなかわからんということですが、改めて言いますと、それ以降は、米子市のクリーンセンターが270トン炉という大きな炉で、西部全体のものを受け入れてもまだ何とかできるということが言われておりますので、米子市のクリーンセンターに焼却を予定するというを一応確認をいたしております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今もう23年度末ですけども、私は原則的にごみ処理については、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのがあって、町の処理計画というのをつくりたいといけないということになっているのではないかと思いますけれども、その点はどういう認識でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 処理計画につきましては、南部町一般廃棄物処理計画ということでつくっております。毎年度つくっております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの町長の平成33年以降米子市の焼却場に南部町のごみを持っていくということは、条例にうたっていないものですね。そういう、私はこのごみ処理問題というのは、長期に考えていかないけん問題ですから、1年1年ばたばたするようなことではだめだと思うんです。私は米子市のごみ焼却場に持っていくことには異議があるんです。

というのは、ごみの減量化につながらないということです。基本的に焼却中心の今のごみ、出

たごみを焼却するということで矛盾が広がっているんですよね。それで、世界の流れは拡大生産者責任っていうので考え方がどんどん広まってきておりますが、生産したところ、生産段階から環境を汚染しないような、リデュース、リユース、リサイクルって、今それにもう一つ、4Rっていう考え方あるんですけども、リデュースは発生抑制、発生段階から抑制するわけ……。まあそういうことを言っても、よく御存じなので言いませんけれども。ですから米子で今矛盾が起きてるのは、せっかく、米子市が大きな焼却場をつくったために、分別してたものを一緒に燃やさんと炉が冷えちゃうので何でもかんでも燃やしてしまえというところに矛盾が起きてるんですよ。それに私たちは南部町として、そういう方向に行ってはだめだという考え方なんですけども。それと、町長は副管理者としてその米子市の統合計画に賛同されたというのは、私はちょっと越権行為ではないかと思うわけなんですけども、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、そういう自治体が自分たちのごみは自分たちで焼却処分せんといけんということから、南部町も、植田議員などは反対でしたけれども、町内に西部広域の町村のごみ焼却施設を建設して町村でまとまってやっていこうということで進んできたわけですが、これがとんざしたということはさっき言ったとおりであります。そうしますと、その施設も老朽化が進んで、先般の議会でも御承認をいただいたわけなんですけれども、毎年多額な、6,000万とか7,000万とか本当に大きな修理費をかけて維持していかなければいけなくなったわけでありまして。これを平成33年まで一応続けるということでございます。

その後の見込みは、ごみが出る限りはこれは責任がありますので、今のところ米子市の方へ委託をお願いするという形になります。予定だということでございます。これは当然トン当たり幾らということになりますから、先ほどおっしゃったように何でもかんでも燃やしさえすればええというようなことにはなりません。今以上に分別、減量化を進めて、委託料ができるだけ安く済むように、きっとそのころの皆さんは考えられるのではないかと、平成34年からの話であります。

それともう一つは、先のことなのでなかなかわからん、どのようになっていくのか、ということも一つあります。もう一つは、米子市の焼却場がある地域、ここはよそからのごみを持ち込ませんということであの施設を建設しているわけです。米子自体も受け入れますということをおっしゃるけれども、いよいよになったときには、はっきり、本当かいなという不安があるわけです、町村長としましては。したがって、予定という言葉を入れて、双方妥協してそういう計

画を広域化計画ということで持っているわけです、予定ということで。いいですかいね。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町長は予定って言いますけども、そのような予定は私は納得できませんし、するべきでないという立場ですので、これ以上言いません。

町のごみ減量化計画についてですけれども、毎年5%の減量化を目指しているということですが、実態はなかなか難しいということのよう、計画どおりに進んでないということです。私はごみの、ことしの予算で水切りバケツっていうのが出てきましたけれども、南部町の農業振興とあわせて堆肥化っていうのができればというのを、農業が採算性がなかなか難しいので苦しい状況にはありますが、この減量化計画の中にも検討をするっていうふうにはなってるんですね。検討されたことはあるのでしょうか、実際に。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 減量化の中で堆肥化というのは、ごみ出さないわけですから非常に有効なことだと思っております。そのために、コンポストのする容器とか、あるいは段ボールのコンポストの分も今進めているところでございます。なかなかそれを集めて集約的なものができるような、町中、密集地であれば、ほかの町でもありますが、先進地ではその生ごみを1カ所へ集めて処分するというのをやるわけですけども、なかなか農村部ですとその回収を経常的にやっていくことは難しいということがございます。個人の単位で、ちっちゃいところでございますけども、その中でひとつそういう堆肥化をしてもらって、庭の方の肥料に使ってもらったり畑の方に使ってもらったりということが進めば、減量化につながっていくと考えております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） このごみ減量化計画っていうのはつくられているんですけども、住民の皆さんにはまだ具体的に、ごみの分別表としては配られていますけれども、町の方針として、方針でやるもんじゃないでしょうけれども、住民の皆さんの協力を得て一緒になってやらないと成功しません、もう一度この計画に立ち戻って、具体的に進めていくっていうことを進めて、いや、できてないと思って。できるといようなことをおっしゃるので。じゃあ具体的にお聞きしますよ。例えばリターナブル瓶っていうのがありますね。今ペットボトルがどんどん普及しまして、これペットボトルを、これリサイクル貧乏っていう状況が生まれてるんですよ。この計画でいうと、リターナブル瓶を積極的に使ってもらうように推進するんだっていうようなことを言ってる、まことに結構なこと書いておられるんですよ。だから、私はこの計画に沿って着

実に進めてほしいということをおきます。もう次に行きます。時間がなくなってしまう。

次は、保育園の運営費ですが、この人件費、23年度の伯耆の国の32人の方々の人件費が1億53万6,800円ですか、1人当たりになりますと平均で300万ぐらいでしょうか。（発言する者あり）ですね、300万ぐらい。すごい、平均で見るとこういうことができるわけですね。それで、あと事務費が198万円ですね、これ含めて、これ丸々町からの委託金ですね。これで199万7,600円掛ける32は6,300万ぐらいですか、非常勤で雇った場合。（「7,500万」と呼ぶ者あり）済みません、済みません、7,500万。そうすると2,500万ぐらいですか、2,500万ぐらい全体で待遇改善されたんだというんですけれども、丸々これ税金ですよ。私は、指定管理しなくてはいけなかったという理由は、一番障害に、町長ができないって言われたのは、3年間で継続雇用ができないということだけなんです。あの条例をわざわざつくったんですね。指定管理……（発言する者あり）いや、待遇改善すべきだとずっと言ってきましたね、私たちが。ずっと言ってきましたよ。何にもできない理由はない。丸々税金を出しているんですよ。町立町営でやる。住民の皆さんの声を聞くんですね。何でわざわざ町立の保育園を民営にするのっておかしいな、おかしい言われるんですよ。素朴にそうなんです。今までしてきたんですよ。私立の保育園を認めないのかって先ほど町長はおっしゃいましたが、今まで町立町営でやってきた保育園を、全額税金で待遇改善してるんですよ。なんで私は、3年で雇いどめをする条例を撤廃すればできることなんです。あのね、撤廃できるんですよ。これは、鳥取大学の奥野教授っていう方が、保育の専門の先生が来られて講演されたときに聞いたんですよ。よそにそういう例はないと、わざわざそんなことをする必要はないかと、町営だったものを。ましてや全額税金ですね。私は……（発言する者あり）ちょっと聞かんといけんことが。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、何をお聞きになりたいですか。時間がだんだんなくなってきました。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと自分で聞いてってわからん。

○議長（足立 喜義君） 待遇なのか非常勤なのか、何かどうも待遇改善でもないようですが、聞いておきますと。どっちかに絞ってやって。

○議員（4番 植田 均君） 指定管理というのは、官から民へという、小泉構造改革路線のときに財界から公的部門に民間が参入してもいいじゃないかというところから出てきた指定管理者制度なんです。その点は認められますよね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 大体言われんとするところは理解しますので、まとめて、この本議場を通じてなかなかわからない、なぜそういうことをするのかという疑問をお持ちの町民の皆さんにも改めてお話をしまして御理解を得たいというように思います。

まず最初に、小泉構造改革で指定管理が制度がということですが、それはどうかわかりませんが、けれども、いずれにいたしましても、平成18年に法律の施行になって指定管理者制度というものができました。これは官の仕事を民に開放するというぐあいにとらえる方もありますし、いろんな考え方があろうと思いますが、18年からそういう制度ができたわけでありす。

そこで、今回の町立保育園2園を指定管理に出すということについては、一番根本的な大きな原因は、公立保育園の保育士の中に6割ぐらいの非常勤の職員を持って運営をしているという実態があったわけです。このことは御理解いただけると思います。たしか平成20年だったと思いますけれども、20年に非常勤職員の任期は3年ということを条例で、この場で定めていただいております。

この3年という期間なんですけれども、私は労働基準法の14条だとたしか記憶しておるんですけれども、派遣法だったかもわかりません。その中に、労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について締結してはならないという法律があります。法律です。一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超えてはならんと。保育園の事業などは一定の期間を定めてないわけですから、基本的に3年以上の不安定雇用といいたいまいしょうか、そういうことを社会から排除していこうと、そして安定雇用につなげていこうという法律の趣旨、これを法意といって私は表現しましたがけれども、法律の趣旨をそこに読み取っているわけです。そこでこの条例で、本議会に提案して、3年間というものを期間を定めて、私たちのこの議会で決めていただいたわけです。

3年が来るわけです。3年が来て、先ほど条例を撤廃すればいいとおっしゃいましたけれども、議会からも、提案をした執行部からも、きのうの議論でもありましたけれども、一度条例として制定されますと、手を離れます。そこに制約を受けます。守らんといけんわけです。ですから、撤廃などできるはずありません。3年前につくって、まだ一度も適用したことのない条例を、適用の年が来たら、都合がいいように解釈して、あるいは解釈ができなかったら撤廃するというようになったら、最初から条例つくる意味はないわけでありす。条例がそういうことを定めてありまして、これは、3年で長い間ずっと勤めていただいていた非常勤保育士さんをやめていただかないけんということになるわけです。

そこで、かわりに30数名の非常勤保育士がほかから確保できれば問題はないわけですが、まず園児との関係からいっても、非常勤とか正職とかいうことではなくて、今まで我が子のように保育をしていただいていた、なれておったこの非常勤の保育士さんに引き続き町の保育園で働いていただきたいという思い。それから、いわゆる正職と非常勤の待遇は非常に大きな格差があっておりました。なかなかおもしろくない職場の状況もあるわけでありまして、こういうことを解決するために、指定管理という受け皿で伯耆の国に願います。そして結果として、今まで働いていた非常勤保育士に雇用の継続をしていただいて、そして待遇面も、従来一律で、経験年数が30年あっても、去年入った若い保育士でも、一緒な報酬でお世話になっていたわけですが、これを経験年数や能力に応じて配慮した給与体系で、そういう待遇改善も兼ねてやっていたわけです。そういうことは、またこの議会でいろいろ議論はありましたよ。もちろん反対もございましたけれども、いろいろ議論の結果、最終的には伯耆の国に指定管理を議決をいただきまして、そういう前提で今、町政は進んでいるわけです。したがって、今になってそういうことを撤廃せよというようなことは、議決というものをどのように考えておられるのか、私は本当を言うと言いたい気がいたします。

そういう一つの流れの中でやってきたことですし、それから、実際に1年間トレーニングの期間として、担任を持つんだとかいうような前提で取り組んで来ていただきましたが、先般もそれらの保育士さんに会ってお話を伺いましたところ、本当に喜んでおられます。まずよくなったのは、待遇が改善されたということでもあります。2番目は、1月ごろには次の職場を毎年考えんといけなかったということをおっしゃっておられました。ことしは全然そういうことを考えずに、南部町の保育所で仕事ができるという喜びを語っておられました。ですから、きっと保護者の皆さんにもそういう意図はよく理解していただけるのではないかと、このように思っております。それと、早朝や延長保育や、そういうサービスも新たに拡大されます。そういうことで、きっと期待にこたえる保育ができると思っていますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。時間がありませんので、最後にまとめてください。

○議員（4番 植田 均君） 答弁、私の質問にはちょっと答えていただかなかったですね。指定管理者制度については、官から民への民間活力導入ということでやられてきて、それが官本来、保育事業というのは最も重要な公の仕事と私は考えてます。先ほどの労働法制の問題は、もう何回も議論して答弁不能だったじゃないですか。最後には法意ということで逃げられたんですけども、私は、この町立保育園をですね……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（４番 植田 均君） はい。全額税金で運営してるわけですから、いつでも町営に戻せますし、それから身分的には、今の嘱託というような身分も保障できます。現に２カ町清掃管理組合の事務局員は嘱託で雇用されておりますし、幾らでもそういう選択はできます。それはやる気があるかどうかだけの問題です。私は、町の大事な保育事業を町営に戻すことを再度求めまして、質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で４番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は１時３０分であります。

午後０時２７分休憩

午後１時３０分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

休憩前に引き続いて一般質問を行います。

９番、細田元教君の質問を許します。

９番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） 皆さん、こんにちは。本議会の最後の質問でございます。

私が出しました質問は、最初の初日に秦議員が出されました高齢者共同ホーム構想についてのとダブっておりまして、私の答えがこっちの方に持って行ってほしいというものでございましたが、もう執行部から前向きな答弁もいただきまして取り下げようかなと思いましたが、ここまで至った経過等をお聞きしまして、言わせていただきたいと思えます。

介護保険が、高齢者福祉とかいろんな障がい者福祉も一緒ですけども、ずっと、ことしが２４年４月に高齢者福祉も介護保険、自立支援法の障がい者、医療保険も４月に全部一斉に改正になります。それについていろいろ私なりに勉強をしてみましたが、特にこの高齢者施策、障がい者施策については、国からいろんな改正点等が情報が入ってまいりましたときに、これは鳥取県に合うのかな、特に我が町南部町に、こういう介護保険制度が４月から改正になるけど、これが本当に合うのかなという疑問を抱きました。鳥取県の担当課と協議いたしまして、県の方に鳥取県の実態、実情をちょっと一切調査してもらえんדרらうかと投げかけました。案の定、国が進めている介護保険制度、自立支援法も一緒ですけども、県の実情と合わない。特に我が町の住んでいる中山間地域等を初め高齢化がどんどん進んでいる地域にはえらいねと。今度の改正でも、介護保険でも、これは都会型で合わんと。聞いてみましたら、この高齢化率、今後今、段

々となっておりますが、一番著しいのがやっぱり東京、大阪、神奈川、横浜、ああいう都会なんです。こういう状態は、鳥取県初め南部町も、10年前にもうこれは通り過ぎてやっていた施策が、今、全国でそういう都会の方にこっちが行っていると。

ということは、私たちが住んでいる南部町も、鳥取県もですけれども、もう10年先を行って。こういうギャップがありまして、この制度はほんならどこが適用なるかと今勉強いたしましたら、都市、米子市、要は沿岸部なんです。だから皆さん方も御存じのように施設中心に、そういう施設が米子、鳥取、倉吉、ああいうところにできてきてます。今、はや、はや言っておかしいですけど、ニーズになってる高齢者専用賃貸住宅、高専賃って言いますけど、これも米子市中心にだあと出ています。小規模多機能施設も米子市、鳥取市中心に出てます。そのような状態で、残された私たち中山間地域はどうなるんだ。制度があってサービスができませんような状態になろうじゃないかっていう気がいたしまして、県と一緒にになって勉強いたしまして実態を調査していただきました。中には、それで調べた項目は、鳥取県の世帯の状況、鳥取県の女性の就業率、鳥取県の人口推移、鳥取県の後期高齢者人口、それと在宅高齢者が施設入所を希望する場合の理由、それと独居高齢者の調査、一番問題になりました、私知りたかったのは鳥取県内の年金と賃金の差というのを一応調べさせていただきまして、出ました。これをまとめたのが、この間、秦議員が持っておりました資料の、2月1日の日本海新聞に載っております県からの発表の高齢者共同ホーム構想に形と出たんです。

鳥取県の女性の就業率は、全国で6位、そのように女性が働いている。人口も、南部町の場合は、2010年の国勢調査では1万1,543人です。これが、私たち団塊世代がそういう状態になるとき、2035年、そういうときには9,399人まで減少すると、要は人口減ること。ただ、これ南部町の場合です。後期高齢者人口、75歳以上です。これは、県の場合は30%増加いたします。鳥取や米子市は増加する一方ですけども、私たち山間部の方はそのまま今度は減少するんです、人口が。高齢者人口も減ってくる。そのような状態になっております。

それと独居高齢者を調査いたしましたら、どこに住みたいかということのを希望調べましたら、今後も住みなれた地域で暮らしたいと希望する人が92%もおられたと。要介護状態になってでも自宅で暮らす希望を持つ方が多いし、施設を希望する人も消極的な理由で選択している人が多かったという調査がわかりました。

その中で、自宅でサービスを受けながら最後まで暮らし続けたいという方が40.5%もおられた。可能であれば自宅がよいが、不安や負担が多いので施設に入所したいというのが33%。やっぱりどうしてもお金が絡んでくる。鳥取県の年金または賃金を調べましたら、鳥取県の平均

年金金額は全国平均よりやっぱり低かった。1番は神奈川県のは何ぼ、100万906円で、ずうっと行って鳥取県のは26番目、8万4,165円です。平均賃金も、全国平均が31万5,294円、鳥取県の場合は36番目で26万8,939円という実態が調べていただきました。ほんなら、それに合うような、高齢者が安心して自分の地域で暮らせるにはどうしたらいいのか。もちろん高齢者福祉などで、障がい者でもですが、介護保険制度を利用しながら、自立支援法を利用しながら、自宅、在宅で地域で暮らすにはどうしたらいいかというのでこのような質問をいたしました。

御存じのように、要は一番大事なのは、国民年金満額で6万円です。6万円で施設にも今入られてサービスを受けながら高齢者が満足して生活できる状態になっていただきたいし、していただきたいということを常に言っていました。けども、今の本当の状態でありましたら、特養でも平均8万かかります、最低。今はやります鳥取県、米子市でもたくさんできてます高齢者専用賃貸住宅、高専賃。これは今、広告で6万ってありますけど、外部サービス入れたら10何万かかります。普通は十五、六万なんです。外部サービス入れたら20万ぐらいかかります。そういうところに国民年金だけで生活している高齢者が入れますでしょうか。要は貧乏人はそういうところに入れないじゃないか、そういう強い不安というか、不信を抱きました。県と一緒にって鳥取バージョン、鳥取県でつくろうじゃないか、これがもし成功すれば鳥取発で日本全国に進むと思うよと言いました。10年先を我が町、鳥取県も今進んでいるんです。これで、こういう状態で安心して地域で暮らせる施策をもしできたならば、これは全国に広がる、そういう確信いたしました県と勉強しました。出たのが、秦議員が質問されました、一つは高齢者の共同ホームなんです。これは条件がありまして、普通ならこういう制度を出せば各介護保険事業者が飛びついてまいります。それは、低所得者を食い物にしたそういう事業は絶対したらいけないという大前提でございます。貧乏人からまた金を取るんか、そういうことのないようにそういう歯どめをかけましょうというのがこの一つなんです。そういうことに増して我が南部町にもたぐいまれていつも言ってます低所得者が多い、要は第3段階の方がすごく多い。

そこで、ここに質問趣旨にありました介護保険や高齢者福祉などの政策は、地域重視の方向にみんなが、だれもが向かってます。そこで高齢者のニーズや介護サービス、医療サービス、生活支援サービス、見守り活動がぜひとも必要になってくる。地域でこれが可能ならばということで、我が町でそのような高齢者等を含めた地域の生活支援施策ができないだろうかという質問なんです。一応秦議員のときに前向きな回答をいただきましたけども、さらなる突っ込んだ回答がありましたならば、ぜひとも教えていただきたいと思ひまして、壇上からの質問は終わりたいと思ひ

ます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

地域生活支援施策についてということでございますが、御質問にお答えするに当たり、南部町の高齢化の状況について最初に御説明しておきたいと思っております。

南部町の高齢化率は、平成24年1月末で30%を超えました。地区別では東西町が28.7、天津地区が26.5、大国地区が28.5、法勝寺地区が32.7、南さいはく地区が37.2、手間地区26.5、賀野地区が34.9%となっております。そして、独居を除く65歳以上の高齢者のみの世帯は388世帯ありまして、全体が3,741世帯でございますので、10.4%になるわけでございます。独居のみの高齢者の世帯は412世帯ありまして11%になります。合計すると21.4%が独居または高齢者のみの世帯ということになります。5軒に1軒は高齢世帯で、さらに皆様の御近所を思い浮かべていただければ、今後さらにふえていくことが容易におわかりいただけるかと思っております。また、平成23年11月末のデータで、南部町の要介護認定者約600人中、150人が施設サービス利用者で、450の方が居宅サービス利用者か何も利用していない方となっております。このように地域には何らかの手助けや見守りを必要とされる方が数多くおられますが、施設の入所待ちがあるなど介護保険だけで対応できない現状もございます。鳥取県西部地域でも毎年多くの方が孤独死、孤立死で亡くなっておられると聞いております。緊急時に援助するお方がおられない独居のみの高齢者世帯が南部町に412ございますので、地域のつながりや見守り体制を強化して安心して暮らせる町をつくっていかねばなりません。

秦議員の御質問で説明しましたが、鳥取県は高齢者や障がい者が生活支援を受けながら住みなれた地域で暮らし続けることができる共同住宅、地域コミュニティーホームを新年度から県内で試験的に導入する方向で検討されております。経済的に有料老人ホームや高齢者向け住宅への入所が難しい人でも利用できるような安価な利用料に抑え、地域での人間関係も維持できる新しい高齢者のあり方を模索していかれます。県の示されている地域コミュニティーホームは、民家や公共施設などを改修した地域の共同住宅に軽度の要介護の高齢者など五、六人が入所。グループリビングや共用スペースで地元の仲間と交流でき、介護保険を利用した訪問介護なども可能。掃除や食事の準備などの生活支援は事業者ではなく住民団体が担当し、できるだけ地域の方が地域の高齢者を支える仕組みを目指し、利用料は月額6万円程度を想定されております。

また県は、いきいきサロンのような居場所づくりも実施され、高齢者が住みなれた地域で可能な限り暮らし続けていただくよう、地域住民の力を活用した常設的な居場所を確保し、配食や閉

じこもりがちな高齢者への声かけなど、地域の「支え愛」体制づくりのきっかけのためにモデル事業を考えておられます。高齢者になれば行動範囲が狭くなったり、相談相手がいなかったり、先行き不安なことがたくさんあると思われまます。

いずれの事業も地域住民の力がなければうまく運営できません。NPOやボランティア団体の育成も必要となってきます。南部町としても合併当初から、高齢社会を見据えた地域づくりを振興協議会という地域で解決できることは地域で対処してもらった組織を立ち上げました。県の「支え愛」モデル事業は、東西町の方で検討していただいておりますので、町としても支援していきたいと思ひます。

高齢化社会は他人事ではございませぬ。住民の皆様一人一人が真剣に考え、協力して安心して暮らせる町にしていかなければなりません。今後も健康づくり、仲間づくりの取り組みを重点に進めたいと考えているところでありませぬ。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、前の秦議員と一緒に前向きな回答いただきまして、これ以上なことはないと思ひます。ぜひともこれを進めて、地域で本当に地域の住民が守られる制度をみんなで力を合わせてやってまいりたいと思ひますが、今私が住んでいる東西町が一応手を挙げかけております。だけど問題、そこで初日の質問のときに問題になっておりました。要は、空き家はたくさん全町でもありませぬ。そこで、ほんならそのように実際なるかと。仏壇の問題、また、親戚の問題等がありまして、他人がそこに入っているのかという、要はそのような、みんなうちんちに泊まりに来てというような文化がなかなか我が町にない。地元が、本当にちょっとニュータウン、私みたいな地域は高齢化率が高い。何とかしようという気はみんな持っていますし、あっこがあいているからあっこでしょうや。そんなときに地域の人が、例えば振興区の会長さん等が頼みに行っても、それだけじゃまだ何か担保が薄い。そこにどうしても行政の力がおかりしたい。要は町と一緒になるといふ、後ろに町がついてますよ、ならば安心ですね、いいですよお貸ししましょう、家も改築されていいですよ、そのかわりうちげのばあちゃんも見てね、じいちゃんも見てねというように持っていきたい。そういうもし希望があれば、ニュータウン、今私の町言いましたけれども、我が地域にも、我が7つの振興区の中で一番高齢化率が高いのは両長田の南さいはくですね、37.2%。これはもっと上がると思ひます。そういうことになれば、本当に町もぜひとも力をかしていただきたいと思ひますけども、その点はいかがでしょうや。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。東西町の振興協議会の会長とも御

相談しながら、ぜひこの政策でありますモデル事業が進んで、全国の模範となるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） では、町も一生懸命後ろから押いてごすということですね。そのように解釈してよろしいですね。一番これがうまくいくかいかないかの問題は、地域力と住民力なんです。この話は本当は八頭だったか智頭だったか、あっちの方に持っていったらしいんですけど、なかなかまいい話にならんかったという話聞きました。ぜひとも南部町に一回調べに来て。我が町には7つの振興区があって、独自の活動をしているし、コミュニティーが大事にするようになってきているし、そういうことできずなを深めるような施策を今やっていますよ。地域力を見ていただけませんか。その地域力を見られて、またその住民力を見られて、これができるということになればぜひ町長と会ってこの話を実現するように頑張ってもらえませんか。県に進言いたしましたら、たしか課長は来ていただきました。東西町の会長さんと出会っていただきました。後で報告聞きましたら、地域力はある、何とかしたいねということでございました。町長、こういうのを我が町7つの振興区に広げたいと思いますけども、ぜひとも力をかしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど来、るる御説明があったように、鳥取県の現状や、あるいは課題といったことを的確にとらまえて、新しい試みとしてこのような地域生活支援施策を打ち出されてきたわけでありまして。これは地域包括ケアということが言われておりまして、それぞれの地域で包括的なケアの体制をつくっていくと。どこに行ってもケアに出会える、ケアがあるというそういう地域包括ケアの構想の一環だというぐあいに私は理解をしているわけです。今回聞いておりますのは、県内3カ所でモデル的にこういうことを取り組んでみたいということですので、私はぜひ南部町の方でこういうモデル事業をやったらどうかという思いがしております。したがって、大いに行政としても支援をして、やってモデル的な情報発信でもできればなというように思っているわけですが、やる団体としては、やっぱりおっしゃるように振興協議会が一番いいのではないかと、このように思っております。ほかにそういうことをお願いする団体、はっきり言ってありません。したがって、そういう団体にお世話になった方がいいのではないかとこのように思います。

それと、先ほど御指摘になったように、残念ながらというか、いいことなのかわかりませんが、持ち家が非常に多くて、よその家へ行って泊まって帰るちゅうやなこと、文化がないわ

けであります。一緒に暮らす、共同でアパートに入って暮らすような感じが、町民の皆さんはあんまり御経験がない人が多い、持ち家が多いというようなこともあってですね。そういう文化がないところに果たして、地域力はあっても、うまく根づくのかなという心配はしているわけです。ただ、南部町でいえば、東西町については、もともと全く別なところに住んでいた方が一挙にあの地域に集まって、いろいろな御都合もあるでしょうけれども、その辺は調整しながらうまくやっておられますから、きっと東西町の方ではうまくいくような気がするんですけども、他の地域では東西町のできぐあいといいたいまいしょうか、取り組みの状況などを十分参考にして、さっき言った文化がないと私は認識しておりますので、そういうことに進めていったらなというように思っております。差し当たって県下で3カ所ということですので、南部町では振興協議会がある、その中でも東西町がいいのではないかなというように認識はいたしております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 言いましたようにそこが一番のネックでございまして、今までの文化を本当に、人を泊めてというやな文化がないな。けども、今から12年前の介護保険制度が始まったとき、在宅で訪問看護、訪問介護を受け入れるときに、よその家にそういうことを、ヘルパーさんを入れるという、すごい抵抗感があるじゃないかというのが始まりでしたけど、今、在宅がどんどん伸び出しております。このように何かいいことがあれば変わるんじゃないかなという気がします。ぜひともそれも行政の側から応援をしていただきたいと思っております。

それとあとは、高齢者の見守りというか、一時、これは何て言ったかね、地域の居場所づくり、我が町はいきいきサロン、各集落ごとにすごく進んでおります。他町と違って結構うちげは進んでいる方でございます。それをもうちょっと発展したこういう施策ができないのかなという気がしますけども、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。現在、いきいきサロンを各集落お願いしてやっておりますけども、その労力が結構大変だということで、月一、二回程度の開催になっておりますので、その辺の改善する方策を見つければ何とか対応できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これはたしか社協が中心になって、地元の福祉委員さんですか、が中心になってやっておられます。これも我が町にはあいのわ銀行というすごい住民ボランティア団体があるんです。今はちょっと低調ですけども、介護保険制度が始まる前はすごくこれは活

動しとったんです。これらの活動をもう一度見直しまして、この高齢者共同ホーム及び居場所づくりにこれがリンクできないのか、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、この件について町長、いかがでしょうね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 新年度から県がモデル事業で計画しております居場所づくりの内容ですが、これはレクリエーションなどを行う居場所の開所は週2回程度、独居老人への配食サービスや見守り活動も手がけるということになっております。よく考えてみますと、今、南部町で行っているいきいきサロン、これが該当するわけです。これにあと回数さえ、週2回程度ということですから、今、月に1回とか2回とかいう程度ですから、この回数をもうちょっと上げていけば、もうモデル事業なんてもんじゃない、現に南部町ではやっているわけですから、御指摘のあったあいのわ銀行などを利用してということでございます。現にやっていることをさらに充実するという意味で、県のモデル事業などに特に執着せんでも、現にやっておるわけですから、いきいきサロンの充実などを今後さらに高めていくことによって、居場所づくりなどの効果を上げていきたいと、このように考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長が答弁されましたように、我が町には一応そういう素地が息づいております。これをぜひとも発展していただき、また協議会とぜひとも協力して、今言いましたように本当に低所得者というか、生活に困っておられて要介護状態になったときの、どこへ行くだという、ほんに不安な声も聞きます。そういう人たちが安心して暮らせる地域を、ぜひとも地域の地域の人と地域力を生かして、行政もそこにサポートしながら、今、最初町長が今までの福祉のこと言っておられました。胴上げ型で高齢者を守っておったのが肩車になったらしい。胴上げ型から、何だったかいな……（「騎馬戦」と呼ぶ者あり）騎馬戦で、騎馬戦から今肩車になる。この個々に地域を入れたらまた胴上げ型になると思うんです。こういうことにぜひとも力を入れていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

2月15日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、民生教育常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

6日に質疑を保留していますので、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、提案順に従い、また、ページ及び項目を明示されるよう望みます。

議案第2号、平成23年度南部町一般会計補正予算。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きします。数字については聞きません。基本的な考え方をお聞きしますので、よろしくお願ひします。

まず、この事業説明書のページでいきますので、よろしくお願ひします。ページ数が10ページなんです。10ページを見ますと、いわゆる指定管理者の指定管理についてのことなんですけれども、回数が載っております、ことしの目標の欄なんですけど……（発言する者あり）申しわけありません。補正予算でした。私は本予算のことだった。じゃあ訂正します。おわびしますので。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 議案第3号、議案名言いませんので、議案番号だけでやらせてください。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第3号、南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質問いたします。

1点目は、2款1目一般被保険者……（「ページ」と呼ぶ者あり）9ページです。2款1目一般被保険者療養給付費ですけれども、補正額が1,421万7,000円で、前年比マイナス1.5%ということですが、これは被保険者の療養給付の給付費ですから保険財政から出た分

ですけれども、その原因ですね。これはかかられるのが減ったということなんでしょうけれども、もしわかりましたら、原因です。

それから、7款1項特定健康診査等事業費ですが、ここも95万円の減額補正ですが……（発言する者あり）これは健診者が少なかったということなんですけれども、その原因ですね。

そして歳入の方で、5ページ、一般被保険者、税が2,200万円の減額補正ですけれども、補正前92%を見込んだものだということなんですけれども、いつも見込みからして最終決算になるとまた増額というようなことの傾向があるんですけれども、特に今回92%の見込みを立てられたお考えは、かなり実績も近づいてはいると思いますけれども、この92%というのが実績に近いものかどうかお伺いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今の減った原因ということでございますが、これは議員おっしゃいましたように実績でございます。当初予算で前年の状況を見ておりましたので、かなり伸びを多く持って当初予算組んでたわけでございますので、その伸びよりも少なかったと。ただ、昨年から比べればやはり伸びている。21年度から比べたら伸びりますが、当初予算の想定伸びに至らなかったということでございます。

税の関係でございますけれども、この税の関係も当初予算では、前にも説明いたしました、ほかの方で補てんされないものは税の方ということになりますので、当初予算段階では基金の繰り入れ等は考えておりません。その関係で金額的には上がってるわけでございますけれども、今回その基金の繰り入れをして、本算定しましたので、その関係で減ってるということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。10ページの御質問の特定健診の関係ですけれども、こちらの事業説明書の123ページの方にも書いておりますけれども、集団健診の方が昨年の9月で終わっておりますので、そちらの方が当初予算で600人の予算をしておりましたところ、実績で430人になったということで減額をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 税の徴収の方の税ですけれども、当初予算で徴収率を大体92%ぐらいで設定するようにしてますね。そうすると、結果、住民の負担がふえるということになるですけれども……（発言する者あり）税ですよ。そこのところは、算定として92%というのを

当初から変わってないのかどうなのかということです。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。当初も約92%で計算をしております。実績で22年度が92.3%というような徴収率になっておりまして、それを見込んで92%で計算をしたものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第4号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第5号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入の方で…（「ページ、ページ」と呼ぶ者あり）4ページです。4款諸収入の住宅新築資金貸付金元利収入のところですけども、現年度分はわかるんですけども、過年度滞納繰り越し分で、ここに上げてあるのは今年度の徴収見込みということなんでしょうけれども、累積の滞納繰り越し分についてお願いします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 今の詳細な資料を手元に持ち合わせてございません。正確な数字をお答えすることができません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第6号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第7号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第8号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第9号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第10号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第11号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第12号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第13号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第14号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第15号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第16号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第17号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 放課後児童クラブ条例の時間延長の料金徴収についてなんですけども、これは24年度予算ともかかわるんですけども、東西町の放課後児童クラブをこの条例で定めないということについては、今後の放課後児童クラブを全体としてどのように考えておられるのかということについてよろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今後のということでございますが、現在も町の方でやっております。それから、今度振興区の方、東西町でございますけども、お世話になることになりました。条例で定めるということは、あくまで町が直営でやるといいますか、そういう形になると思いますが、このたびのように地域の方で見ていただくことがある、あるいはNPOの方でもそういうことがあれば、それはまたその分として対応していけたらと考えております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 所信表明の中にもあったと思いますけども、この東西町の放課後児童クラブを一つのモデルとして考えているというようなことではなかったかと思うんですけども、私は町が責任を持って運営するべきだと思うんですけども、その辺、方向づけがあるの

かないのか、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今の分は一つのいいモデルだとは思っております。今後について、これからまた新システムのことでもございまして、この分についても討議をされているようでございますので、今後の状況につきましてはそれを見きわめながらいきたいと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第18号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第19号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第20号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 済みません、笑ってしまって申しわけありません。今の土地売却につきましてですけども、今現在、ゆうらくは公の施設として指定管理をしておりますね。仮にこの土地の売却をした場合に、公の施設が上ののっかっとなって、その地面が私有地になるということは、前にグループホームを建てるときに、町長は町の土地に伯耆の国の建物建てるとおかしと言われたことと随分矛盾すると思うんですけども、この点いかがかということと、それから指定管理をしていることを、今回、町長はゆうらくの建物についても無償譲渡というところまで踏み込んで発言をされました。その無償譲渡をすると公の施設でなくなるわけですね。そうすると、公の施設でないところは指定管理はできなくなるのではないかという私は疑問を持つわけですけども、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 以前は確かに、土地と建物は一体なので伯耆の国の土地に伯耆の国が建設した方がいいというように思っておりましたし、今でも大体そのように考えておりますが、この間の一般質問などでもお答えしましたとおり、建物の多額な修繕費がかかるというようなことから、この件については若干時間がかかると、協議が調うのに時間がかかるということで、これは別個にほんなら協議しようということにいたしているわけです。したがって、矛盾の期間がちょっとあるわけですけども、最終的には矛盾しない状況になるというように思っております。

それから、無償譲渡のことは全協でも話したとおりです。これ有償譲渡ということになれば、補助金みんな戻さにかいけんという、戻すだけでは済まんのではないかと考えておりますが、そ

ういうことに考えております。

それから、施設を譲渡するまでは、これは町のもちろん建物ですよ、町の。ですから当然指定管理はある、指定管理をやめるということではないわけですよ。無償譲渡してしまっただけからもう管理はなくなりますけどね、まだ町の施設ですから。わかりますか。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の売却代金については、大変いろいろ意見があると思います。というのは、土地開発公社が土地を買って造成して、それから伯耆の国を建設するところまでずっと町の職員を派遣して、いろんな手続をとり、やったんじゃないでしょうか。私も……（発言する者あり）ちょっとその辺の経緯は私も十分あれですけども、公金が使われているんですよ、いずれにしてもね。それで、今回土地代金として今算定されているのは、今まで伯耆の国が寄附金として年々3,000万ずつ返してこられた分と、残った起債の残額、それを返して、その費用をもって土地代にするわけですね。土地代にして繰り上げ償還するわけですね、繰り上げ償還。私はこういう営利を目的にしない、してはならない社会福祉法人が土地を保有する必要はないというのが考えなんですけども……（発言する者あり）そんなことはないですよ。町が今までやられてきたわけだし、それで……（発言する者あり）不動産鑑定士という方の話も、鑑定ではなくて話を聞いたというようなことだったんですけども、評価にしてもきちんとしないといけませんし、今までかかった補助金だとかいろいろな経費を一度全部出して、それで皆さん……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、何かもうちょっと聞かれることを整理して言ってもらわんと。

○議員（4番 植田 均君） きちんとこれまでかかった経費を出していただかなければ私は納得でき……（発言する者あり）出してくださいということを言っておりますので、よろしく。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これは亀尾議員さんの、同僚議員の一般質問の中でちゃんと答えておりますけれども、聞いておられなかったようですので、もうちょっとはっきり言っておきますけれども、土地代については、さまざまな経費を土地開発公社がかけて造成、補償して、ゆうらくが建つ前までつくったわけです。その土地開発公社に事務費の手数料も払って、その金額をもって町は購入しているわけです。その購入金額から落合の公民館の跡地の代金を引いたものを伯耆の国が買うわけです。町は伯耆の国に売却するわけです。したがって、そこには町は一銭ももうけもありませんし、損もないということでございます。それから資料は、こないだ土地開発公社から町が購入した資料をあなたのお手元にお渡ししてあります。あの金額です。そこから落合の公民館用地代を引けば、これは今回提案している金額になるわけです。おわかりですか。そういう

基本的なところでわかっていただかんと、これはちょっと議論にならんわけです。

それから、鑑定士の御意見を伺っているわけですが、まともにいけばちょっと安いわけです。土地の値段が下がっておりますから、まともにいけばちょっと安い。なぜかといいますと、あれだけの広大な土地をまとめて買う人はいない。したがって、割って売ろうとすれば道路なんかつけないけませんね、中に。道路つけますと当然減歩になります。面積が減ります。そういうことを考慮すれば、かえって大きいのがゆえに安いわけであります。ただ、あれだけの土地をほかに利用する手だてというのはいないわけですから、あのままだったらほとんど同じですよという御意見をいただいているということでございまして、町は特別に安く売ったり高く売ったりということではないということをご改めまして申し上げておきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ聞きます。一般質問であの土地のことについてはいろいろ議論しましたので、私、今、建物の部分ですね、いわゆるゆうらくの施設の部分を無償供与したいということなんです。私が思うのは、当時建物にどれぐらいかかったか知りませんが、ゆうらくを全部の建設に一声で20億の金額だということが言ったのは頭に記憶にあります。そのうちの土地を今回売却する。その売却するのは、行政財産を普通財産にする。それはどういうことかといえば、いわゆる借入金、起債の分を全額返済するから、もう町のことでやれるんだということによってそうなるというぐあいに思うんです。

建物なんです、これは無償供与をすると補助金を返さなきゃいけないということなんです、これも全部返済が終われば売却の可能性があると思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。建物の件についてですけども、起債の償還が終わったからといって補助金の返還がなくなるというものではございません。耐用年数が過ぎて初めて価値がなくなるという考えですので、補助金についてはずっと返還の可能性は、有償であればついてきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりましたが、ちなみにあそこの耐用年数というのは何年か、わかりましたら教えてください。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。40年と想定しております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 次、議案第21号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。委員会の日程が非常に窮屈な日程をしておりますので多少のことは聞いておりますので、その点、同じことを再度委員会の方で聞かないようにしていただかないと、植田君、なかなか理解ができませんよですけど、その点よろしくお願ひしませんと委員会の日程が非常に、去年の3月を例にしておりますけど、今度は全体でやりますので、一人で聞いていただければいいわけですが、非常にあわせたもんで時間が今のところ想定がつきませんので、多少の踏み込んだ発言もここで許しておりますので、その点だけ御了承いただきまして、ここで休憩します。再開は2時45分であります。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

議案第22号。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 総括的に1点お聞きいたします。この24年度の一般会計でございますが、総務課長から当初予算の説明資料をいただきまして、その中でお聞きします。70%以上の依存財源に頼っていると。総額が60億3,000万円で、基金を3億7,000万崩してこういう予算をつくっておられます。基金の残高を見ますと、24年度見込みで26億4,000万あったのが22億8,000万。今後の見通しなんですけども、基金だけを見れば、平成の18年が一番少なかったですね、基金が14億8,000万。それが26億までためた言やためたですけど、上手にされましたけども。今後、世の中の状況わかりませんが、このようになるような施策はどのように考えておられるかだけお聞きしたいと。一本算定もあるからな。南部町が沈没されんようにしていただきたい。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。基金に頼って予算を組んでおるということですが、まことに基金はありがたいものでございまして、予算の調製にも使えますし、本当にいざというときには取り崩してできるわけですが、大体南部町の標準財政規模というのがあります。大体標準財政規模で予算組んでおれば間違いのないわけです。大体45億ぐらいですね。これは普通交付税の額によってまた大きく変わりますけれども、大体今45億ぐらいだというぐあいに理解しております。

それを背伸びして60億からの予算を組んでいるので、やっぱり基金を使ったり、起債を発行しなければいけないと、こういう仕組みになっております。大体に経常経費については、基本的に国も赤字国債を発行しないように、経常経費分を基金で何とかするというようなことにこれはならないわけでありまして、普通建設事業に起債を起こして対応し、なお不足する部分については最終的には基金も活用せんといけんというような基本的な考え方で今までずっと進めてきました。

今後については、やっぱりそういうことを踏襲しながら、事業全体が大型事業が一応めどがついておりますから、できるだけこの基金の積み増しでもして、繰越金なんかはどうせあると思いますから、できるだけ基金の積み増しをして、いい姿で財政運営をしたいと思っています。以前にも申し上げましたけれども、大体84億円の公債残に対して、国の約束分が50億ほどあります。臨時財政対策債だとか、あるいは事業費補正だとかいろいろありまして、22年度の決算であと4億というところまで詰めております、3億か4億ですね。23年度が終わってみるときっとこれがフラットになると、あるいは逆転するかもわかりません。こういう状況まで来ておりますから、できるだけいい姿で若い世代にバトンタッチができるような財政運営を今後もしていかにいけんというように思っております。これは予算編成上の、今回3億7,000万ですか、取り崩してやったの、これ予算編成上の技術的なことでありまして、こういうことにならないように財政運営を考えていかにいけんというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 何か今、町長が言われた22年度、たしか決算で、3億ぐらいたしかオーバーしとったんですね。これが23年度でフラットになってプラスになるということは、大変喜ばしい。そういうことを目指していただきたいことは第1点です。

あとは、何年後だったかな、一本算定……（「31年」と呼ぶ者あり）もうそれを見越した財政運営とか予算編成しておられると思います。これらも加味して、基金を、いつだ四国の梶原町に行ったとき、67億だい、うちげの一般会計ぐらい基金持とった町がありましてね、そこまでせえとは言いませんけども、いろんな起債を借りて借金して、国から出るそんなのを差っ引いても23年度それがプラスになる、絶対赤にならない、こういう、最低でもそういうことをぜひともやっていただいて運営して、南部町が夕張のようにならないような運営をぜひしていただきたいことを言ひまして、僕の意見です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど勘違いしまして申しわけありませんでした。補正予算だっ

たのに当初予算と間違えて質疑をかけようとしておりました。

当初予算で、先ほど言いかけてました事業説明書のページでお聞きします。私は、委員会では担当課が出ますから数字的なことはその場で聞けるんですけども、基本的な町の考え方が、町長がおられますんで聞きますので、よろしくお聞きします。

まず、10ページなんですけど、ここでいわゆる指定管理の選定についてなんですけども、ことしの目標のところ、欄が違って「また、新規施設の審査会を1回見込む」とあるんですけど、町長、聞くんですけど、これは新たに今年度どっかの施設を指定管理にしようという、そういう腹づもりで立てておられるのかどうかということがまず1点です。

それから、ページの73ページなんですけど、まちづくりのことであって、きのう一般質問でもあったんですけども、ここで地域、優良と認めた集落のソフト事業に対してその半額をやるということなんですけど、73ページです。これ優良というのはどういう判定でやられるんだろうか。また、その選定をされるのは、町長、どういう形で、選定委員会でもつくられてやられるのかということがわかりませんので、それをお聞きします。

次のページの74ですね、これは違いました。申しわけありません。

それから、ずっと飛んでですけど、192ページなんです。これ192ページ、これいわゆる児童クラブの欄なんですけども、先ほど条例のところ植田議員が聞いたんですけど、これ地域の東西町の地域振興協議会で運営ということになっております。これは行政の直接の組織じゃないんで、条例に載せておられないということだと想像するんですけど、でも私の耳に入ったところ、それを見たわけではないんですけど、そのチラシですね、募集チラシというんですけど、募集要項の中で分院とあったそうです。分院ということは、これはいわゆるひまわり学級だと思っんですけど、その分院だということになれば、これは行政の範疇になるんじゃないかというぐあいには思っんですけど、そうすると条例改正をやらなくてもこのままでいけるんでしょうか。もしそうでなくて完全に任意の方でやられるならいいけど、分院というチラシがあったということは、私は見てませんけど、それが耳にあった。もしそれが本当なら当然条例で格付してやるべきだというぐあいには思っいます。

それから、104ページ、返りますね。104ページに、選挙管理委員会のことなんですけど、以前から声が一般質問でも上がっておりましたね。いわゆる期日前投票を、これは決めるのは、私もよくわからないんですけど、選挙管理委員会が決定するものなのか、行政のことの方で期日前投票を、ここではやっぱり1カ所になっているんで、旧会見側でもつくるべきだというぐあいには私は思っんですけど、そこら辺の決定権というんですか、なぜ旧町に1カ所ずつつ造られないのか

ということを、これをお聞きします。

それから、どこの部分でこう聞くということもなんですが、きのう赤井議員の一般質問の中で、行政が町の方で議案として提出して、それを議会で議論してもう条例化したんで、いわゆる地域振興協議会のことですが、それで、もう私の手から離れたんだということだったんですけども、しかし、行政でつくられた分は、私の手から離れるなんていうことは、私はちょっとようわからんですが、再度これをお聞きします。よろしく。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。東西町の分の募集要項の中で分院という記述があったということでございますが、ちょっと私、申しわけないですが、確認してませんけども、そういう記事があれば誤りだと思いますし、あくまでこれは東西町の方の実施主体ということでされますので、決して分院ではございませんので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。10ページの新規の部分ですが、これは1回分を予定をするということで、具体的なものはございません。

それと、104ページの選挙管理委員会の関係でございますが、ちょっと定かではございませんので、確認をしまして委員会の方でまた報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。まちづくり推進助成事業でございます。ソフト事業の補助金でございますが、これはソフト事業に関してこういった枠をつくっております。これは振興協議会の推薦というんでしょうか、優良というようなことで記載をしておりますが、全体的な集落のソフト事業に対しての助成を。といいますのが、まちづくり推進助成事業の要綱に基づきますものにつきましては50万円、集落が要請されて、集落の環境美化や生活環境をよくするために集落が申し出られますが、これは積み上げ方式で50万までしか認められないというものでございますので、ソフトに限りましてこういった枠を設けておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。昨日の答弁で条例が手から離れたという意味でございますけども、きのうの答弁を振り返ってみますと、確かに原案といいたし、条例のもとをつくったのは私であります。もとをつくったのは私ですけれども、それを議会にかけて可決をいただいてから先は、もう私の手からも離れるという意味を言ったわけであり、責任が

ないわけではなくて、今度はその条例に逆に縛られるといいでしょうか、その条例に従って、勝手な解釈なんかできなくて、条例の制約の中で仕事をすると、その条例に基づいて仕事をすると、ということが言いたかったわけですから、誤解がないようにひとつお願いします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長の今の答弁で、私は結局、認識では、いや、手から離れたんだからもう勝手にというぐあいに解釈しとったんですが、結局は、あの条例が成立した以上はそれに沿ってやっぱり行政もやるというぐあいで、そういう意味で言われた、そういうことだったわけですね。

それから、先ほど企画課長から答弁受けたんですが、私が聞きたかったのは優良という分が、優秀だという分が、その判定をどこがされるのか、今お聞きしますと、7つの協議会の会長さんか三役かわかりませんが、その中でその裁量で選ぶということなんでしょうか、その点についてお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 推薦というんでしょうか、こういった取り組みがあるよというようなことをいただいて、選定をするのは町でございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まさかそういうぐあいに誤解されているとは思いませんでしたので、もうちょっと詳しく言っといたがいいのではないかと、思ってちょっと答弁させていただきます。

この件については、以前に議会の事務局長さんが読み上げられたことがあります。行政実例でしょうか、読み上げられました。そのときに、条例として可決したものについては、執行部も議会もすべてから離れて独自に存在するんだと、制約を受けるということをおっしゃったわけです。そういうことを皆さんに説明されましたので、私もその言葉を使って説明をしたわけです。議会も議会発議でいろいろやられるわけですけれども、ここで議会で決まったことについてはその条例に従って動かざるを得んと、こういうことであります。そういうことが言いたかったわけです。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、この事業別説明資料の187ページです。公設民営保育園運営事業の中の委託料内訳の中の事務費100分の3として414万9,000円となっておりますが、これの積算の考え方を説明していただきたいと思っております。

それから、189ページ、保育リーダーの関係で、1年間経過をいたしたと思いますが、この評価についてどのような実績評価を上げられたのかということ、具体的に説明していただきたいと思います。

次に……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、個別のものについては委員会の方でお願いします。

○議員（4番 植田 均君） はい。大分絞ってます。随分絞りまして、376ページですね。吉本新喜劇南部町公演ということですが、私は、こういう取り組みが住民主体でやれたら何てすばらしいだろうと思うわけですね。日南町とかでは住民参加型のそういういろいろな取り組みを見たことがあります……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、あなたの考えはいいですので、執行部に対して聞かれることを言ってください。

○議員（4番 植田 均君） 済みません。申しわけない、いつも癖になってしまいまして、申しわけありません。

住民参加型の、参加型といいますか、住民主人公のこういうイベントにしていくべきではないかと思いますが、こういう提案ですので……。

○議長（足立 喜義君） あなたの考えだなしに、提案してあることについてお聞きをしてください。どういう考えで吉本になったとか。

○議員（4番 植田 均君） はい、そういうことです。ありがとうございます。済みません。なぜその吉本興業がやられるのかという計画になったのかということで質問になりました。よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。3%の根拠ということでございますが、個別に積み上げたものではございません。一般的に指定管理の中で何%がいいかという話が出るわけですが、実際としては、人件費等で保育士あるいは調理師のものを単価で積算しております。あと運営費を出してるわけですが、実際本部で動いてもらう人もおります。この分については全く経費の積み上げをしておりません。その部分が当たるとということで、人件費の3%を出させていただいたということでございます。何%、大体一般的に指定管理に出した場合には、会社の民間であれば経費が5%とか、また本社経費で5%とか、そういう格好をとるわけですが、3%という少ない金額ではございますが、その本部で動く人件費、あるいはそういう機器類の関係、そういうものをそこで見てもらうというような意味でございます。

それから、保育リーダーの評価ということでございますけども、まだ1年経過しておりません。ただ、途中では、経過といたしましては非常に頑張っていたいております。今回の民営化に際して、活躍していただいております、保育士の中のいろんな問題点の調整とか、あるいは保育の方針、そういうことにもかかわっていただいて、非常に活躍していただいていると、いい評価をしていると私は思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長です。吉本新喜劇の公演でございます。古事記編さんのこの年でございますので、全国的にもPRするように、もちろんこの題材が南部町のかかわるもの、赤猪岩神社を中心とした脚本でございますので、唯一のというんでしょうか、私どものオリジナルでございますので、そういった意味でこの吉本新喜劇の公演をお願いをするわけでございます。これは明るく楽しく盛り上げるという意味もございます。

町民の参加はということでございますが、町民の皆さんにも実行委員会から呼びかけをして、参加をできるところは参加していただいて、実行委員会で盛り上げていきたいと、いただきたいというふうに考えております。町民の皆さんにもオーディションをしながら、その吉本新喜劇の舞台に立っていただくような、そういったような計画もございます。挙げて南部町をPRしたいということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 最初の187ページの質問ですけども、一般的に全体の総体から3%を掛けたという説明ですけども、今まで直営でやってた場合には町職員がやっておられたんだと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか、指定管理にしたことによってこの部分が増額になったということになりませんかということが質問です。

それから、保育リーダーについてはまだ評価が定まらないということなんでおいときますが、今の3つ目の吉本興業のイベントですけども、企画とか脚本とかそういうものについてはどなたがどういう形でやられるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） ちょっと御質問の趣旨が、私なりにちょっと判断させて答えさせていただきますと思います。直営の場合には町職員がしていたから、今回それが伯耆の国の職員になっても、その職員がすればいいから要らないじゃないかという考えでしょうか。

○議員（4番 植田 均君） そうです。

○町民生活課長（加藤 晃君） ですね。今の保育園の方は事務的なものを園長がしております。ただ、今回新しい体制になりまして、伯耆の国の方に指定管理をお願いするわけでございますけども、職員の管理、これについては伯耆の国の方が本部の方でやっていきます。ここでいえば、職員でいえば総務課がしていた仕事になりますね。ですが、これは保育園の方の分には全く入っていません。あるいは食材の発注、それからそういう研修関係、いろんな全部の伝票の支払い、こういうものもすべて伯耆の国の方が本部の方でいたします。これについても指定管理の中には、その人件費部分には入っているものではございません。それから、当然園が2園するわけでございますけども、その2園についてのいろいろな町との調整、そういうものについても本部の方の保育課長というものをわざわざ設けて、本部の方の対応をするということでございます。かなりの割合でこの保育課長の方も保育園の方に携わるということで、本来はその分の人件費すべて見るぐらいなことは必要かもしれませんが、そこまではいきませんので、トータルの中でそういうものを加えまして大体3%の範囲でおさめさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。吉本公演の企画、脚本でございますが、今要請中というんでしょうか、要望中というんでしょうか、今こういったことというふうなことで、南部町の古事記にかかわるものについて脚本を今書いてもらっているところだと、構想を練ってもらっているところだと思っています。

それから、まだどなたがおいでになるのか、出演メンバーというんでしょうか、そういったものもまだ決まっておられませんので、今そういう状況でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 同じページ、吉本のやつで。全国に観光大使で発信するというところで聞きましたけど、もう町内に来てどうも活動しておられるみたいですね、きのうだったかな、子供が帽子かぶって、朝間学校行くとき、えらい自慢げに、サインもらったってえで、ちょっと見させていただいたらユウト君、ユウトって書いてね、子供が喜んでました。だけん、もう既にあちこち観光大使で動いちゃうということですか、ちょっとそれだけ。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。そのとおりでございますが、今のは吉本新喜劇の公演でございますので、石上議員がおっしゃったのは古事記編さん1300年PR大使のことでございます。PR大使は12月に任命をさせてもらいまして、吉本興業の若手の

芸人で、鳥取県に住みます芸人という人でございます。出身は日南町ですが、彼が昨年12月から南部町の古事記のPR大使として活動しております。その一環で、直近でいいますと南部町の成人式に出演をしたり、それからつい先ごろは会見第二小学校の送る会にも出かけたというようなところや、南部町のSANチャンネルの古事記ニュースでも番組で宣伝をしたり、日曜日には南部町デイというような、ジャスコで南部町デイというようなイベントがございまして、そこにもユウトさんは古事記の衣装、大国主の衣装をしてPRしてもらってます。このように今年度からしております。24年度も引き続きPR大使としてお願いをしているというところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。説明資料の8ページの目的別の歳出の円グラフなんですが、商工費が0.6%というふうに構成がなってます。去年の0.4%から比べますと少しふえてるんですが、近隣の町村と比較しますとかなり低いというか、非常に低い方なわけですが、結果として寄せて構成比を見たらこうなったということかもしれませんけれども、こういう比率になっている要因というものは一体どういうふうなことがありますのでしょうか。

○企画政策課長（谷口 秀人君） もう一度、済みません。

○議員（5番 景山 浩君） 済みません。さっき質問の答弁を終えられてすぐだったのでわからなかったかもしれませんが、この8ページです。目的別の歳出の円グラフがありますが、その中の商工費0.6%というふうになってるです。前の年は0.4%ですので少し伸びてはいるんですが、近隣の町村に比べるとかなり低い水準だろうなというふうに思うんですが、こういう結果になった要因というのをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。近隣よりも低いって、私ちょっと調査しておりませんが、ただ、24年度の当初予算には、小口融資の貸付金を23年度は何件か見ておりましたけど、23年度実績がなかったということで、当初予算で比べますと、24年の当初予算はその分落としておりますので、そういった関係で若干落ちているかなと思います。以上です。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ほかに。

企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。済みません、ばたばたいたしまし

た。この商工費の中に、先ほど御説明した古事記編さんの関係の経費も入っておるということで、プラス・マイナスして若干上がっておるということで、済みません。（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（足立 喜義君） 次、議案第 2 3 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 4 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 5 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 6 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 7 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 8 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 2 9 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 3 0 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 3 1 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 3 2 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 3 3 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（足立 喜義君） 議案第 3 4 号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6 上程議案委員会付託

- 議長（足立 喜義君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日9日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時21分散会
